

平成 24 年第 3 回 (定例)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成 24 年 9 月 5 日

平成 24 年 9 月 11 日

平成 24 年 9 月 14 日

議会事務局

目 次

第 1 号 (9 月 5 日)

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	2
欠 席 議 員	3
議会事務局職員出席者	3
説明のため出席した者	3
開会、開議宣言	4
会期の決定について	4
会議録署名議員の指名について	5
町長諸報告	5
議会報告	8
議案第 47号	11
議案第 48号	11
議案第 49号	11
議案第 50号	11
議案第 51号	11
議案第 52号	13
議案第 53号	14
議案第 54号	15
議案第 55号	16
議案第 56号	17
議案第 57号	18
議案第 58号	18
議案第 59号	19
議案第 60号	21
議案第 61号	22
報告第 3号	23
報告第 4号	23
意見書	24
散 会	24

第 2 号 (9 月 11 日)

議 事 日 程	25
本日の会議に付した事件	25
出 席 議 員	25
欠 席 議 員	25

議会事務局職員出席者	25
説明のため出席した者	25
開議宣言	26
9番議員 今村桂子	26
2番議員 百田輝子	32
11番議員 柴田真人	35
1番議員 田ノ上真	42
13番議員 藤石 豊	52
散会	57

第 3 号 (9 月 14 日)

議事日程	58
本日の会議に付した事件	58
出席議員	59
欠席議員	59
議会事務局職員出席者	60
説明のため出席した者	60
開議宣言	61
議案第 47号	61
議案第 48号	64
議案第 49号	64
議案第 50号	65
議案第 51号	65
議案第 52号	65
議案第 53号	65
議案第 54号	66
議案第 55号	67
議案第 56号	68
議案第 57号	69
議案第 58号	69
議案第 59号	70
議案第 60号	71
議案第 61号	72
意見書	73
議員提案第1号	74
委員会の閉会中の継続調査について	74
議員の派遣について	75
閉会	75

議事日程(第1号)

平成24年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第47号 平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第50号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第51号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第52号 平成23年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第53号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第54号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第55号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第56号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第57号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第58号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議案第59号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第60号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第61号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 報告第 3号 平成23年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第21 報告第 4号 平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第22 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 47号 平成 23 年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 48号 平成 23 年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 49号 平成 23 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 50号 平成 23 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 51号 平成 23 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 52号 平成 23 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 53号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 54号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 55号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 56号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 15 議案第 57号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 16 議案第 58号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 17 議案第 59号 平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 60号 平成 24 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 61号 平成 24 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 報告第 3号 平成 23 年度須恵町健全化判断比率の報告について
- 日程第 21 報告第 4号 平成 23 年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第 22 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

出席議員（13名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 田ノ上 真 | 2 番 百 田 輝 子 |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |
| 6 番 荒 木 敏 光 | 7 番 吉 本 實 |
| 8 番 合 屋 伸 好 | 9 番 今 村 桂 子 |
| 10 番 三 上 政 義 | 11 番 柴 田 真 人 |
| 12 番 長 澤 誠 司 | 13 番 藤 石 豊 |
| 15 番 三 角 良 人 | |

欠席議員（1名）

14番 原野敏彦

事務局出席職員職氏名

局長 合屋栄一 係長 百田儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋裕史	副町長・・・・・・・・・・稲永張美
教育長・・・・・・・・・・平松秀一	理事（出納課）・・・・・・・・印藤勝人
理事（教育次長）・・・・安河内亮三	理事（住民課）・・・・・・・・安部健一
理事（税務課）・・・・・・・・百田順二	理事（上下水道課）・・今泉智明
理事（建設産業課）・・安川敏幸	総務課長・・・・・・・・・・今泉俊裕
まちづくり課長・・・・・・・・吉松良徳	住民課長・・・・・・・・・・合屋勝秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻木幹夫	健康福祉課長・・・・・・・・畑江達也
建設産業課長・・・・・・・・安河内久人	子ども教育課長・・・・・・・・稲永修司
社会教育課長・・・・・・・・川津政文	総務課参事・・・・・・・・満行誠
監査委員・・・・・・・・・・百田清二	

午前10時00分開会

議長（三角 良人） おはようございます。6月議会では水の心配をしておりましたが、9月に入り早場米の刈り取りが始まりました。しかしまだ残暑厳しき折、議員各位健康に留意され、議員活動に支障がないようよろしくお願いいたします。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思しますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから、平成24年第3回須恵町議会定例会を開会します。

ここで、原野敏彦議員より今定例会中の欠席の届け出が、出ておりますので御報告します。

これより、本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に、運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

8月30日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成24年第3回定例会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は15議案でございます。報告が2件、町長諸報告及び閉会中の組合議会報告が3件、意見書が1件となっております。

会期は、本日9月5日より9月14日までの10日間といたしております。

なお、議案第47号から議案第52号までは決算認定審査関連議案であり、一括提案し、決算審査特別委員会に付託し、議案第59号については予算審査特別委員会に、付託することといたしております。また、意見書については各委員会に付託するようにはいたしております。

一般質問は、9月11日午前9時より行います。一般質問終了後、全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

9月12日の現場視察は9時半から行いますので、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1．会期の決定について

議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第3回定例会の会期を本日から9月14日までの10日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第3回定例会の会期を本日から9月14日までの10日間と決定しました。

日程第2．会議録署名議員の指名について

議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番議員、10番議員を指名します。

日程第3．町長諸報告

議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） おはようございます。9月の定例議会を招集いたしましたところ、残暑厳しい中、また御多用の中に御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

平成23年度一般会計決算について

まず、平成23年度の一般会計の決算についてでございます。平成23年度の一般会計決算につきましては、歳入総額79億3,040万3,029円に對しまして、歳出総額は77億2,297万2,520円でございます。21年度から3年連続いたしました、70億円台の決算規模となっております、平成22年度決算額に比べまして、歳入は1.6%、歳出は1.2%の増額となっております。

歳入につきましては、国家予算の約2割を占めます地方交付税が22億738万円、率にいたしますと8.3%の増額でございます、これは三位一体改革後ずっと大幅な増額をいたしております。昨年度に続きます大幅な増額となっております。

町税につきましては、25億3,745万1,878円で、1.6%の増額であります。20年度以来の増額となりました、町税全体の現年課税分の徴収率が98.3%から98.5%へ向上いたしておりますので、町民税の調定額は依然として下がり続けている中でありますけれども、全体といたしましては、およそ4,000万円の増収となっております。

また、財政構造の弾力性を示す経済収支比率につきましては、85.7%から84.9%、率にいたしまして0.8ポイント改善されております。

次に、歳出でございますが、人件費であります職員給与につきましては、以前から職員数の抑制及び給与の見直しに取り組んでおりますが、22年度に比べまして2%の減額となっております、これは7名の職員の退職、あるいは人事院が勧告いたしました給料引き下げの実施によるものでございます。

また、普通建設事業につきましては、新たに第二幼稚園の用地補償及び造成工事などを実施した結果、20.7%の増額となっております、これはお約束いたしました積極的な財政運営に努めていくということでございます、その結果ということであろうと思っております。

23年度の特別会計への繰出金につきましては、11億円を超えておりました、22年度に続き10億円を超えるものとなっております、主なものといたしましては、国保、後期高齢者医療特別会計でおよそ6億円、公共下水道事業特別会計が2億6,800万円でございます。

基金につきましては、財政調整基金は4,500万円取り崩しましたが、最終的には1億9,825万9,000円積み増すことができました、その結果財政調整基金、減債基金を合わせましたところの基金残高は、24億9,179万4,000円とすることができました、これも議員皆様の御理解と町民皆様の御協力をいただいた結果だと考えております、ありがとうございます。

なお、23年度も寄附金として、宝満堂様、喜楽鋳業様、株式会社ピーエムティー様、あるいは個人の方々から多額の御寄附をいただきました、学校図書購入などに使わせていただきましたことを御報告させていただきます。また、宝満堂さんからは、24年度、毎月200万円の寄附、合計2,400万円を御寄附いただいておりますが、8月末で1,000万円をいただいております、この額につきましては半額程度ポケットパーク事業に使うということで、宝満堂さんとのお約束も取り交わしているところでございます。

最後になりますが本議会におきまして、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を報告議案として上程いたしておりますので、よろしく願いをいたします、なお両比率とも比率につきましては、昨年度に引き続き正常な範囲内であることを申し添えておきます。

水道事業決算について

次に、水道事業の決算でございます。平成23年度水道事業決算についてでございますが、平成23年度は降雨も平年並みの量に恵まれまして、水の安定的な供給もできたと思われまます。

平成23年度収支は、水道事業収益が消費税抜きで5億6,692万9,589円に対しまして、同経費は5億3,749万440円で、差し引き1,943万9,149円の黒字となりました。

収入面では、昨年度に料金改定をさせていただいておりますので、約1,800万円の増収となりましたが、長引く経済活動の停滞、節水意識の浸透など、水事情の変化が進む現状にあって、水道料金の伸び悩みが生じております。

また、費用面については削減に努めてまいりました、当年度未処理欠損金は1億3,433万9,697円となりました、今まで以上に経常収支の削減と経営の効率化を図り、水道事業の健全な経営維持と良質な水を安定的に、供給できるよう努めてまいりたいと考えております。

乳幼児医療費助成について

次に、乳幼児医療費の助成について御報告を申し上げます、須恵町の乳幼児医療費の助成制度は、平成20年10月から福岡県制度の所得制限を撤廃の上、施行してまいりましたが、対象年齢につきましては県制度に合わせまして、入院、入院外とも未就学児までといたしておりました。

全国的に子育て支援策を求める声の中に、子供たちの医療費の無料化において、助成制度の充実が求められているところでございます。

古賀市が、平成24年4月より入院の対象年齢を拡大実施しており、また新宮町は、25年1月から給付内容を拡大すると決定いたしております、これを受けまして糟屋郡内の中南部6町で協議検討を重ねた結果、糟屋医療圏のサービス水準の平準化のために統一した形で協議がまとまりましたので、子育てに係る経済的負担を少しでも軽減するため、平成25年4月1日より入院の対象年齢を6歳引き上げまして、小学校6年生まで拡大する計画であります。

本定例会におきまして、関係条例を提出いたしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

県道筑紫野古賀線改良事業について

最後に、県道筑紫野古賀線の改良事業について報告させていただきます、県道筑紫野古賀線改良事業については、ことし6月の定例議会の一般質問におきまして、藤石議員のほうから、どこまでできるの町のインフラ整備と題して、町の発展や開発に伴うインフラ整備の取り組みについて御質問された中で、県道筑紫野古賀線の整備促進に関する内容が含まれておりました、これに対し宇美町境の新原工業団地入口から、須恵中央駅交差点までの1.7キロを整備する計画があるとお伝えし、県、国とも情報収集しながら、早期着工に向けて努力していくというふうに答弁いたしておりました。

その結果、議会終了後の7月初旬に福岡県土整備事務所より、前述いたしました須恵町内未改良区間を含めた1.7キロが、須恵工区として事業認可が決定し、これにより詳細な設計を行うための現地測量を実施する旨の連絡がありました、この現地測量につきましては、本年9月より11月下旬までの調査期間として実施されまして、この成果に基づき、全幅、いわゆる道幅が25メートル、車道4車線化の詳細設計に移行いたしまして、平成25年度中の地元説明会が予定されているところでございます。

現在の福岡県土整備事務所管内における整備実施区間は、宇美工区、須恵・粕屋工区、いわゆる大間池を通るバイパス区間でございます、それから新宮・古賀工区がありますが、新たに本町の須恵工区が事業認可決定されたことによりまして、慢性的な交通渋滞の解消や交通災害減少等、地域住民の生活環境の改善に大きく寄与し、また現在建設中の県道志免須恵線との交通ネットワークの確立により、地域開発に多大の効果をもたらすものと期待をいたしております。

このようなことから、町といたしましても議会、関係行政区長及び地元代表者からなる県道筑紫野古賀線促進期成会を再編し、福岡県との連携をさらに強め、早期完成に向け全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4．議会報告

議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

まず、閉会中に須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） おはようございます。須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告をいたします。

去る8月21日、平成24年度第2回須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されました。議事の日程等につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

まず最初に、組合長の諸報告についてでございますが、し尿処理施設及びクリーンパークわかすぎのRDFリサイクル施設につきましては、順調に稼働しているということであります。

また、大牟田リサイクル発電株式会社につきましては、6月29日、株主総会が行われ、当期純利益は前年比1億7,598万1,000円の減、9,371万5,000円となっており、決算ベースでは単年度黒字を維持した形になっているものの、平成24年度からRDF処理委託料の値上げ等、RDF搬入量確保の厳しさや、今後の新たな費用の発生が見込まれるなど、依然として厳しい状況にあることには変わりないということございました。

また、クリーンパークわかすぎの30年度以降の件につきましては、両副組合長、組合議会議員ともに、慎重に協議を重ねなければならないが、大きな方針としてはクリーンパークの施設は、まだ十分にその機能を発揮することができる状況にあることから、平成30年4月以降、とりあえず10年間運用を延長することを基本的な考えとし、現在の搬入先であります大牟田リサイクル発電から、別の選択肢もあわせて検討しながら、低コストの運用を探ることが望ましいと考えているという報告がなされました。

次に、議案についてでございます。議案第3号は、平成23年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計歳入歳出決算の認定でございます。

決算総額につきましては、歳入総額25億19万3,928円、歳出総額24億3,665万8,308円で、歳入歳出差し引き残額は6,353万5,620円となっております。須恵町の負担金といたしましては4億7,926万4,000円で、3町の分担金総額の29.7%となっております。

また、決算の認定に関しましては、会計監査報告が代表監査委員より行われ、決算計数の正確

性、経理事務の処理、また予算の執行状況について、適正かつ効率的な決算であることの報告がございました。全員賛成で可決しております。

議案第4号は、平成24年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)についてです。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ290万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億7,262万3,000円とするものです、主なものですが、歳入につきましては、前年度繰越金の増額、須恵町、粕屋町、篠栗町分担金と、宇美町、志免町の受託事業収入の減額で、歳入につきましては、RDF施設とリサイクル施設間のごみ処理内容の変更によるごみ処理施設運用管理費の減額と、リサイクルプラザ運営管理費の増額でございます。全員賛成で可決しております。

以上が、議会の報告ではありますが、なお議案書及び補正予算書、平成23年度決算書につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。なお、お手元に糟屋5町ごみ処理に関する覚書及びその解説を配付しておりますので、御一読をお願いいたします。終わります。

議長(三角 良人) 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。5番、田原重美議員。

議員(5番 田原 重美) おはようございます。粕屋南部消防組合議会定例会が開催されましたので御報告いたします。

去る8月27日、平成24年度第3回定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議案第11号、粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、下の提案理由のほうを読みます、電気自動車の普及に伴い、設置が進められている電気自動車の急速充電設備について、対象火気使用設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の複種性を踏まえて、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する事項を新たに定めるものです。

その中で、第11条の2に急速充電設備のことにに関して、急速充電設備、電気を設備内部で変圧して電気を動力源とする自動車等、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車または同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ、に充電する設備。全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除くということです。

これは施行日が、この条例は平成24年12月1日から施行するということで、全員賛成で可決しております。

議案第12号、平成23年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書のところで、歳入総額は17億5,565万2,135円、歳出総額が17億3,812万6,428円、歳入歳出差し引き額は1,752万5,707円、実質収支額も同額で

1,752万5,707円になっております。

あと基金としまして、消防施設整備基金があります、前年度までが1,277万6,000円ありまして、今期9,000円をプラスしまして、1,278万5,000円を6町で分担金に見合う額を戻すということになっております、基金をゼロにするということになっております。全員賛成で可決しております。

議案第13号、平成23年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、実質収支に関する調書のほうで、歳入総額は5,338万2,861円、歳出総額は3,686万7,569円、歳入歳出差し引き額は1,651万5,292円、実質収支額も1,651万5,292円になっております。

基金につきまして、診療所の運営基金といたしまして、前年度末に4,791万円ございました、今期400万円を追加しまして、5,191万円となり、これは診療所の設備の改修費などに使用したいということで基金として残しておくということでございます。全員賛成で可決しております。

報告第1号で、専決処分の報告につきまして、平成24年5月15日午前9時15分ごろ、中部消防署第2分隊化学車が、分隊庁舎出向中、粕屋町において左折進行中、車両右側後部がオーバーハング状態となり、道路右側民家のブロック塀に車両後部を接触させ損傷を与えたもの、被害の程度はブロック塀の損傷です、損害賠償といたしまして、修理代3万1,500円を支払うことで示談しました、なお損害賠償額については、全額損害賠償保険により支払われるということです。全員賛成で可決しております。

なお、議案書及び資料は、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上、報告を終わります。

議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

議員（10番 三上 政義） 平成24年8月31日に行われました、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会定例会の御報告を申し上げます。日程等は、お手元に配付してあるとおりでございます。

議案第3号、専決処分の承認を求めるものについてでございます。糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算の補正（第1号）でございます、ツムリ谷作業道の建設工事に関連する濁水の下流河川水域保全を図るため、必要な緊急工事として224万5,000円を追加補正し、当初予算75万円と合わせ、299万5,000円の工事を施工いたしました。

工種、のり面保護工178万8,000円と、かご粹浄化120万7,000円でございます。効果のほどはとの質問に対し、張り芝の活着は悪いが、時間とともに安定してくると考える、ま

たかご粹浄化については100%効果なしとは考えないが、ストレートの部分はなくなったとの
答えでございました。地元須恵町には大変御迷惑をおかけしていますが、今後12月議会まで
には須恵町と協議し、組合議会で結論を出すと回答されました。全員賛成で承認いたしました。

続きまして、議案第4号、平成24年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算
(第2号)でございます。

平成24年度一般会計予算の補正(第2号)を行うもので、歳入歳出予算の総額5,066万
3,000円に、歳入歳出それぞれ1,491万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出
それぞれ6,558万2,000円とするものでございます。庁舎の改装費等工事費、林道建設費、
予備費が主な理由となっております。全員賛成で可決いたしました。

次に、議案第5号、平成23年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出決算の認
定についてでございます。

歳入歳出決算の総額は、7,784万5,493円、歳出7,418万1,446円、差し引き
366万4,047円となり、翌年度に繰り越すこととしております。全員賛成で認定いたしま
した。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会報告を終わります。

議長(三角 良人) その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配布しておりますの
で、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なし
と認めます。

日程第5．議案第47号

日程第6．議案第48号

日程第7．議案第49号

日程第8．議案第50号

日程第9．議案第51号

日程第10．議案第52号

議長(三角 良人) これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。議案
第47号から議案第52号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第5、議案第47号、平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第

6、議案第48号、平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第49号、平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第50号、平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第51号、平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第52号、平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。印藤出納課理事。

理事（出納課）（印藤 勝人） それでは、議案第47号から議案第51号までの平成23年度須恵町一般会計及び各特別会計の決算の認定について、一括して御報告申し上げます。なお、先ほどの町長報告と重複する部分が一部ございますけど、よろしく願いをいたします。

また、監査委員によります決算審査につきましては、7月25日から8月20日まで実施されまして、意見書を提出していただいております、決算の概要、主な財政指標等など、意見書を御参照いただければと思っております。

それではまず初めに、議案第47号一般会計歳入歳出決算の認定についてであります、別冊の決算書10ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額79億3,040万3,029円に対しまして、歳出総額77億2,297万2,520円で、歳入歳出差し引き額、形式収支としましては2億743万509円です。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許繰り越し額9万6,000円を差し引いた実質収支額は2億733万4,509円となります。また、この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は3,749万5,878円の黒字で、これに財政調整基金の積み立て額2億4,325万9,000円、公債費の繰り上げ償還額66万9,706円を加え、そして財政調整基金の取り崩し額4,500万円を控除した実質単年度収支は、2億3,642万4,584円の黒字となっております。

2ページ、3ページの歳入の主な構成比ですが、1款町税32.0%、6款地方消費税交付金2.8%、9款地方交付税27.8%、11款分担金及び負担金1.7%、12款使用料及び手数料1.7%、4ページ、5ページに移りまして、13款国庫支出金8.9%、14款県支出金6.6%、15款財産収入3.6%、17款繰入金0.6%、18款繰越金2.2%、19款諸収入3.5%、20款町債6.9%で、歳入合計額の予算に対する収入率は98.2%、調定に対する収入率は97.9%となっております。

次に、歳出の主な構成比ですが、6ページ、7ページの1款議会費1.7%、2款総務費14.0%、3款民生費38.1%、4款衛生費12.4%、6款農林水産業費2.3%、8款土木費7.6%、8ページ、9ページで、9款消防費3.6%、10款教育費9.3%、12公債費

10.9%で、歳出合計額の予算に対する執行率は95.6%となっています。

次に、議案第48号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、176ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億4,352万3,676円に対しまして、歳出総額29億4,023万2,186円で、歳入歳出差し引き額は329万1,490円となっており、実質収支額も同額です。これを単年度収支で見ますと222万4,407円の赤字となり、23年度は法定繰入金以外の一般会計からの繰入金が1億4,795万5,000円ありますので、実質的な単年度収支は1億5,017万9,407円の赤字となります、歳入合計額の予算に対する収入率は99.5%、調定に対する収入率は91.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.4%となっております。

次に、議案第49号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、210ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億3,015万9,635円に対しまして、歳出総額2億2,099万7,224円で、歳入歳出差し引き額は916万2,411円、実質収支額も同額です、歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.0%となっております。

次に、議案第50号、公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、228ページをお願いいたします、歳入総額9億2,195万8,788円に対しまして、歳出総額9億1,555万7,913円で、歳入歳出差し引き額は640万875円、繰越明許繰り越し額が90万円ありますので、実質収支額は550万875円となります、歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は97.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.3%となっています。

最後に、議案第51号、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、250ページをお願いいたします、実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,416万6,063円に対しまして、歳出総額9,105万4,899円で、歳入歳出差し引き額は311万1,164円、実質収支額も同額です。歳入合計額の予算に対する収入率は99.8%、調定に対する収入率は98.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.5%となっています。

以上、よろしく御審議方をお願いいたします。

議長（三角 良人） 次に、今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書6ページの議案第52号、平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定についてでございます。別冊の平成23年度水道事業会計計算書で御説明させていただきます。

1ページ、2ページをお開きください、平成23年度須恵町水道事業決算の報告書、なお、以下消費税込の決算額を述べさせていただきます、収益的収入及び支出のうち収入は、第1款水道

事業収益決算額 5 億 8,470 万 5,861 円、前年比 3.1% の増です、主なものといたしましては、給水収益の増でございます、支出では、第 1 款水道事業費用、決算額 5 億 4,916 万 3,253 円で、前年比 1.6% の減です、予算額に比べ 1,477 万 6,747 円の不用額が出ておりますが、主なものといたしましては、配水及び給水修繕費等の執行残となっております。

3 ページ、4 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち収入は、第 1 款資本的収入、決算額 5,845 万 6,700 円です、前年比 48.1% の減です、これは石綿管改良工事に伴います企業債及び国庫補助金の減収です、支出のほうでは、第 1 款資本的支出、決算額 2 億 1,355 万 2,165 円で、前年比 15.1% の減です、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 5,509 万 5,465 円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

審議方よろしくをお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 47 号から議案第 52 号については、議長を除く 13 人で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 47 号から議案第 52 号は、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長は、今村桂子議員、副委員長は、合屋伸好議員であります。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を 11 時といたします。休憩に入ります。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11、議案第 53 号

議長（三角 良人） 日程第 11、議案第 53 号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書の7ページをお開きください。

議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町表彰条例の一部を次のように改正する。

この改正は、功労表彰の自治功労者の表彰、推戴において対象となる行政の各種委員会の役職名を定めた別表1の役職名を改めるものでございます。

次の8ページの新旧対照表により説明いたします。

右側の改正前の別表1、アンダーラインを引いてありますが、行政相談員を正式な名称である行政相談委員に改める。

次に、スポーツ基本法の施行により、体育指導委員がスポーツ推進委員に名称が改められたことから、体育指導委員会会長の次に、スポーツ推進委員会会長を追加するものでありまして、特段表彰基準等を変更するものではありません。

7ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。御審議をよろしく願います。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第53号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12・議案第54号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書9ページをお開きお願いします。

議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由といたしまして、子育て支援の一環として、子育てにかかる経済的負担を少しでも軽減するため、乳幼児医療費制度の対象を入院に限り、現在の未就学児から小学校6年生までに拡大するものでございます。

新旧対照表により御説明します。12ページをお願いいたします。

今回の改正におきましては、小学校1年生から6年生までが新たに制度の対象となります。これに伴い題名を「須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例」から「須恵町乳幼児子ども医療費の

支給に関する条例」に改めるものでございます。

第2条につきましては、今回新たに制度の対象となる小学校1年生から小学校6年生までの児童を「子ども」と定義し、2号に、「子ども」須恵町の区域内に住所を有し、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを言う、ただし乳幼児を除く、と追加しています。

次に、13ページから14ページにかけての第4条第1項は、医療費のうち、健康保険の2割または3割の一部負担金について助成を行う旨の規定がなされております、14ページの上から3行目のただし書きにより、「当該医療費のうち医療機関ごとに、次に掲げる額については支給しない」と、助成対象外について改めております、その内容は乳幼児については変更はありませんが、今回新たに制度の対象となる「子ども」についての入院の場合に関して、1日500円、1カ月最大5,000円の自己負担が発生いたします、これ以外の一部負担金3割分について新たに助成を行うものでございます。

本改正案につきましては、対象年齢の拡大に伴う改正のほか、現行条例の内容を精査・検討の上、文言の修正等軽微な改正をあわせて行っております。

10ページに戻っていただきまして、付表の1項としまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療にかかる乳幼児子ども医療費から適用する、ただし次項の規定は公布の日から施行するものです、2項としまして町長は、全項の規定にかかわらず、施行日前においても、改正後の須恵町乳幼児子ども医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して乳幼児・子ども医療証を交付することができるものとするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第54号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第13・議案第55号

議長（三角 良人） 日程第13、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書17ページをお開きください。

議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

提案理由といたしまして、須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、本条例におきまして、須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例を引用していますので、今回改正するものでございます。

新旧対照表により御説明します。18ページをお願いいたします。

第3条2項第3号中、「須恵町乳幼児医療費」を「須恵町乳幼児子ども医療費」に改めるものでございます。

17ページに戻っていただきまして、付表としまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降における医療にかかる重度障害者医療費から適用するものでございます。

以上、御審議方お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第55号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第14・議案第56号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてでございますが、須恵町の教育委員会に下記のことを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4号第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木403番地、氏名、今泉靖親、生年月日、昭和21年8月21日生まれ、66歳でございます。任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日まででございますが、提案理由といたしましては、現在教育委員長であります大場仁氏が、24年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

経歴につきましては、次ページ20ページに載せておりますが、本町の中学校の校長等を歴任されておりますし、退任後も民生委員、児童委員、あるいは行政相談委員としても活躍されておりますし、最適任ではなからうかということで提案するものでございます。よろしく同意方お願い申し上げます。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第56号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてを各委員会に付託します。

日程第15．議案第57号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第57号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 議案第57号須恵町教育委員の任命についてでございます。

同じく教育委員会の委員として下記のことを任命したいので、地方教育行政法の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字上須恵478番地、氏名、平松秀一、生年月日、昭和29年12月5日、57歳でございます、任期が平成24年10月1日から平成28年9月30日まででございます。

提案理由といたしまして、現教育長であります平松秀一氏の任期1期の任期満了となるものでございますが、いわゆる4年間の実績、これにつきましては、内外からも広く評価されておるところでありますし、その経験を生かして2期目に挑戦していただきたいということから提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第57号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第57号須恵町教育委員会委員の任命についてを各委員会に付託します。

日程第16．議案第58号

議長（三角 良人） 日程第16、議案第58号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 23ページでございます、議案第58号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、固定資産評価審査委員会委員に下記のことを選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして、本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字佐谷1655番地、氏名、貝原雅俊、生年月日、昭和26年1月4日生まれ、

61歳でございます、任期は24年10月1日から平成27年9月30日までの3カ年であり
ます。

提案理由といたしましては、現在評価審査委員として田原修三氏が2期6年の任期満了となる
わけございまして、後任として貝原氏を推選するものでございます、貝原氏につきましては、
元議員でありますし町の監査委員も経験されておりました、適任であるということからお願いす
るものでございます。

ちなみに、各校区、第一小校区、第二小校区、第三小校区として、校区から1名と、それから
任期を2期と定めており、今回田原修三氏の後に貝原雅俊氏を推選するものでございます。よろ
しくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。
よって、議案第58号を各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号須恵町固定資産評価審査委
員会委員の選任についてを各委員会に付託します。

日程第17・議案第59号

議長（三角 良人） 日程第17、議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第
2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書は25ページをお開きください。

議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）
を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページでございますが、平成24年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、
次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出
それぞれ1億7,810万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ77億6,653万
4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する
行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでござい
ます。

次の2ページ、第1表歳入でございますが、主なものを申し上げます。

8款地方特例交付金につきましては、算定額の決定により430万7,000円の追加計上でございます。

9款地方交付税は、今回の補正で不足する額の財源措置として、4,749万9,000円を追加するものでございます。

14款県支出金は、緊急雇用創出事業補助金など、合わせて495万2,000円。

15款財産収入は、不動産の売り払い収入を1,757万円計上いたしております。

18款繰越金9,471万円、これは前年度からの繰越金の留保額の全額を今回計上いたしております。

次に、3ページをお願いします。歳出でございます。

2款総務費におきましては、不動産売り払い収入の基金への積み立てなどで、合わせて3,251万6,000円の追加。

3款民生費は、1項社会福祉費において、国民健康保険特別会計への繰出金など576万5,000円、第2項児童福祉費では、学童保育所の設計費など481万5,000円、合わせて1,058万円の追加補正でございます。

6款農林水産業費におきましては、堆肥センターの整備に関する経費並びに農業基盤整備事業費に等合わせて5,330万円の増。

8款土木費においては、道路改良工事費として、4,185万6,000円の追加計上でございます。

9款消防費につきましては、来たる9月9日開催の福岡県消防操法大会への出場のための経費及び防災行政無線の子局の増設工事費等、合わせまして764万1,000円の追加でございます。

10款教育費においては、須恵中学校テニスコート改修工事費など、合わせて3,221万6,000円の増額補正でございます。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項といたしまして、庁舎空調設備等改修工事、期間、平成24年度から平成25年度まで2カ年間、限度額、1億3,500万円、第1学童保育所建築設計管理業務委託、平成24年度から25年度まで2年間、650万円。粕屋南部消防組合負担金、平成23年度の組合の借入債の償還分として、平成24年度から28年度まで、合わせて1,748万7,000円の債務負担行為の設定を行うものです。

以上であります。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第59号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので御報告します。

委員長に、今村桂子議員、副委員長に、合屋伸好議員であります。

日程第18．議案第60号

議長（三角 良人） 日程第18．議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

住民課長（合屋 勝秀） 議案書26ページをお願いいたします。

議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の歳入補正予算書19ページをお願いいたします。

平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

今回の補正は、第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ513万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ29億9,822万円とするものでございます。第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正額の補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

20ページをお願いいたします。

歳入で、1款繰入金の1項他会計繰入金につきましては、歳出の9款1項13目の国庫支出金等還付金において、追加補正をしておりますので、その財源を一般会計から繰り入れるものでございます。補正額としましては、177万9,000円でございます。

2款繰越金1項繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回329万円の計上をしております。

10款諸収入3項雑入の6万7,000円につきましては、老人保健拠出金の22年度の実績によります還付金確定通知によりまして計上を行っております。

歳出21ページをお願いいたします。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付金の 5 1 3 万 6 , 0 0 0 円の追加につきましては、2 3 年度の実績によります退職者医療療養給付費に還付金が出ております、その補正を行っております。

以上、御審議方お願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 0 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 0 号平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 9 . 議案第 6 1 号

議長（三角 良人） 日程第 1 9、議案第 6 1 号平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書 2 7 ページでございます。

議案第 6 1 号平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書 2 6 ページをお開きください。

第 1 条、平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

支出、第 1 款第 1 項営業費用、補正予定額 2 1 6 万 7 , 0 0 0 円は、原水及び浄水費の修繕費の補正でございます、第 2 項営業外費用、補正予定額、マイナス 1 5 万円は、借入債の額の確定による補正でございます。

以上、審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 6 1 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 6 1 号平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 2 0 . 報告第 3 号

議長（三角 良人） 日程第 2 0、報告第 3 号平成 2 3 年度須恵町健全化判断比率の報告につい

てを議題とします。

報告を求めます。今泉総務課長。

総務課長（今泉 俊裕） 議案書の28ページをお開きください。

報告第3号平成23年度須恵町健全化判断比率の報告について。

平成23年度須恵町健全化判断比率について、財政健全化法第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

29ページをお願いいたします。

平成23年度健全化判断比率、単位はパーセントでございます、実質赤字比率一般会計の実質赤字比率は、赤字額がないためありません。

連結実質赤字比率、一般会計から各特別会計、水道事業会計まで含めたところの連結実質赤字比率も、赤字額がないためありません。

実質公債費比率11.5%、将来負担比率43.2%、ちなみに平成22年度は、実質公債費比率は12.5%、将来負担比率は58.7%でございました。

以上のとおり御報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第21．報告第4号

議長（三角 良人） 日程第21、報告第4号平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。今泉上下水道課理事。

理事（上下水道課）（今泉 智明） 議案書30ページでございます。

報告第4号平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率について。

平成23年度須恵町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告いたします。

31ページをお願いいたします。

1、平成23年度公営企業の資金不足比率、特別会計の水道事業会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水特別会計の3会計は、資金不足比率には該当いたしませんので、報告いたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

日程第 2 2 . 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について

議長（三角 良人） 日程第 2 2、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の説明を求めます。3 番、松山力弥議員。

議員（3 番 松山 力弥） 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）について、会議規則第 1 3 条の規定により、荒木議員を賛成議員として提出します。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減が、我が国のみならず、地球規模の重要な課題となっており、森林の持つ地球環境保護など森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

地球温暖化防止をより確実なものにするためには、森林の整備保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生化のエネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的総合的に実施することが不可欠です、しかし後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に、取り組むための恒久的安定的な財源が大幅に不足していることから、国に対して地球温暖化対策のための税の一定割合を、森林面積に応じて譲与する地方財源を確保充実する仕組みを、早急に構築することを強く要請するため、意見書を提出したいと思っておりますので、御審議方よろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本意見書の取り扱いについて、各委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出については、各委員会に付託し、その取り扱いの審査をお願いします。

議長（三角 良人） 以上で、本日に議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、9 月 1 1 日、午前 9 時に再開します。

本日はこれにて散会します。

午前 1 1 時 3 7 分散会

議事日程(第2号)

平成24年9月11日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(13名)

1番 田ノ上 真	2番 百田 輝子
3番 松山 力弥	5番 田原 重美
6番 荒木 敏光	7番 吉本 實
8番 合屋 伸好	9番 今村 桂子
10番 三上 政義	11番 柴田 真人
12番 長澤 誠司	13番 藤石 豊
15番 三角 良人	

欠席議員(1名)

14番 原野 敏彦

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・平松 秀一	理事(出納課)・・・・・・印 藤 勝 人
理事(教育次長)・・・・安河内 亮三	理事(住民課)・・・・・・安 部 健 一
理事(税務課)・・・・・・百田 順二	理事(上下水道課)・・・・今 泉 智 明
理事(建設産業課)・・・・安川 敏幸	総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・・・吉松 良徳	住民課長・・・・・・・・・・合屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・櫻木 幹夫	健康福祉課長・・・・・・畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・安河内 久人	子ども教育課長・・・・・・稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・川津 政文	総務課参事・・・・・・・・満 行 誠
監査委員・・・・・・・・・・百田 清二	

午前 9 時 00 分開議

議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

日程第 1 . 一般質問

議長（三角 良人） 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。9 番、今村桂子議員。

議員（9 番 今村 桂子） おはようございます。9 番議員、今村桂子でございます。

まず初めに、九州北部豪雨において、亡くなられた方の御冥福を祈りますとともに、被災された方々の、また被災された地域の早い復興を願うものでございます、日ごろから職員の皆様には災害に対する諸注意等、常に心がけていらっしゃる、いつも感謝をするところでございますが、最近の異常気象等で集中豪雨等ありますので、さらに注意と気を引き締めてやっていただきたいと思っております。

それでは通告に従いまして、地域活性化センターの使用見直しはということで質問をさせていただきます。

平成 21 年 4 月 1 日から、須恵町福祉事業の拠点ボランティアセンターが、地域活性化の拠点地域活性化センターに改められ、愛称が「オイコス」となりました、この改正はボランティアセンターの名称を変更することにより、ボランティア限定の利用に見られがちなイメージを払拭し、誰もが使える施設として活用の促進を図るものでした。

名称が変わって 3 年余りがたちました、しかしあまり変化が見られておりません、また「現在の使用規定では、地域の活性化の拠点として利用しにくい」との声が上がっております、例えば敬老会の行事に利用したくても、地域活性化センターの中ではお酒は認められておりません、須恵町でも高齢化率が上がり、敬老会の対象者も年々増加しております、ちなみに一番多い須恵区においては、70 歳以上の敬老会対象者が 800 名、今年度対象者になられた方が 50 名だそうです。

20 区のうち、公民館で敬老会を開催する地域が 11 区となっております、「外に出ずに須恵町で敬老会をしてほしい」という対象者の声が多いそうです。

高齢化率が 31.4% と最も高い城山区では、公民館が狭くて対象者が入りきれないとの理由で、今年度から 75 歳以上を敬老会に招待することになっているようで、70 歳から 74 歳の方々からは不満の声が上がっているそうです、また 75 歳以上で検討される区もあるということです。

地域活性化センターを、敬老会などでの使用ができるようにお酒の制限を取り払ってはいかがでしょうか、また現在の管理運営に関する条例では販売行為等の禁止として、第 11 条「地域活

性化センターの建物及び敷地内において、営利を目的とした販売、契約、宣伝、陳列等の行為をしてはならない、ただし町長が認めた場合はこの限りではない」とあります、しかし地域活性化センターは、須恵の一等地にあり交通の便もよく、利益を生む可能性を秘めた施設だと思えます。

粕屋町の「サンレイクかすや」などのように、着物の展示会や各種のイベントなどの販売などに貸したり、喫茶の営業に貸すなど、利益を得、将来的に指定管理者制度に移行するという方向性もあるのではないのでしょうか。

先日、空港のロビーで個人のピアノの発表会を行っており、飛行機を待つ人たちが聞き入っておりました、自然食売り場の移動でスペースをつくりピアノを置く、または2階のロビーなどにピアノを置くなど、地域活性化センターにおいても個人的な発表会、演奏会などを行い、使用料を演奏者からいただくことも視野にいれることができます、使用料をとらなくても、演奏を聴きに来る人など人が集います。

また、喫茶、軽食コーナーがあれば、演奏を聴きながら軽食をとったり、コーヒーを飲んだり、お風呂やつくしんぼに来た親子が食事をしたり、友達とお茶をしたりと、地域活性化センターの利用者もふえると思えます。

もっと住民が集い、憩える場所にするような新しい方向性が必要ではないのでしょうか、施設の有効活用を考え、商業利用、軽食等の施設利用などの運営方針を検討し、施設利用者増と収支の改善、須恵町の地域活性化を目指した有効活動の方策を企画、立案するなどしていかなければならないのではないのでしょうか、そのためには以前のボランティアセンターからの脱却が、必要であると思えます。

町長は、地域活性化センターをどのような位置づけとして捉えていらっしゃいますか、将来を見据えて運営の見直し、条例の改正等について、町長にお尋ねをいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをさせていただきますが、その前に地域活性化センターの3年間の利用状況について、若干説明をさせていただきますが。

21年度から「オイコス」に変わったわけですが、21年度で、会議室の利用者が年間で2万7,811名、つくしんぼが1万1,476名ということで、足しますと3万9,287名の利用でございます、24年度は途中でございますので、23年度の実績でいきますと、会議室の利用者が4万2,812名、つくしんぼが1万4,267名で5万7,079人になっております、物すごい勢いで利用者の数がふえております。

あそこの販売とか、あるいは就労支援でやっております「柚の木」、そういう人たちの数を合わせますと、大体7万人以上が来ておるんじゃないかということでございまして、年々9千人から1万人ぐらい、利用者の数がふえておるということでございまして、まあ300日ぐらい開け

ているとすれば、1日300人くらいふえておるといふ状況で、非常に盛況になってきておる状況でございます。

また、そのすぐ下に「川食」というスーパーができますし、町の中心的存在にもなっていますので、やはり人の移動って申しますか、そういう中で「オイコス」の利用がますますふえてくるのではなからうかというふうに思っております。

それから、酒の提供という話がありましたが、私がいつかの時点でも話しておったんですけども、条例の中には適応除外はないわけでございますし、酒は出していいわけでございます、ただ他の利用者、いわゆる障害者の人たちあるいは障害児の一時預かり、あるいはつくしんぼそういった子供たちがおる中での、いわゆる競合した形での酒宴というのがどうなのかということで、今管理者のほうで酒を差し止めるといふような状況でございますが。

いわゆる土日っていいですか、休日の利用っていうのはあまり多くないわけございまして、そういった時には極力開放していくということでありまして、条例改正することなく酒の提供は十分できるわけございまして、昨日も言いましたけども、敬老会とか、どんどん使ってくださいというお話をさせていただいたわけございまして。

利用料としては、年間1,400万程度しか上がってないわけございまして、それもいわゆる収益的なものにつきましては「柚の木」、あるいはお風呂、それから就労支援としていただいておりますパソコン教室、そういったものの収益で1,350万円ぐらい、後はほとんどがいわゆる40人委員会から提言されてつくったときのようなボランティアの人たち、そういう人たちがいわゆる利用されておまして、その辺では全然収益が上がらないと、もともと収益事業を考えた施設ではないわけございまして、ボランティアの人たちの空間の場、あるいは集いの場として提供しようということから発想しておりますので、経営上成り立たないっていうのは当然わかっておるわけございまして。

そういったことが今の現状でございますが、指定管理者制度のお話も出ておりましたけれども、指定管理者制度っていうのは、小泉内閣時代に公共の施設を指定管理者にまかせて収益を上げようという、いわゆる市場原理主義、まあ小泉さんは市場原理主義の方ですが、市場原理主義を働かしたわけでございます。公共施設はほとんどが無料、あるいは受益者負担についても安価なものでされるということで、非常に人気があったわけございまして、私今福岡県の公民館連合会の会長をさせていただいておりますけども、全国の会議等に行きますとほとんどが指定管理者制度になって使い勝手が悪いと、単価が高くなったというようなことございまして、もともといわゆる町民の方々に利用していただくというならば、利用しやすい方法、安価な形でやっていただく、それにはわずかないわゆる税金を投入していくという考え方は、当然ではないかというのが小泉政権以降変わったわけございまして。

小泉政権については、地方自治体に、非常にこう三位一体の改革で厳しくして、地域は地域で生きていけということから、地域は生きていくためにそこで料金をとったわけでございます、料金をとったことによって、せっかくの施設が閑古鳥が鳴いているというような状況の話、全国的な話としてよく聞くわけでございますが、私はその市場原理を働かせて、指定管理者制度に持っていくということがいいのかということでございます、確かに儲けるところはあろうかと思えます、儲けを出そうとすればできるわけでございますが、現在須恵町の住民の方たち、あるいは近隣の人たちの考え方っていいですか、ニーズとしてはそういった有料施設ならば、市内のほうのまだ整備が整った有料施設に行きたいと、というような考え方の方が多いように思うわけでございます。

私としては、いわゆる今の「オイコス」、これ社会教育法で制限をされております公民館等については、これは販売等はだめでございますけれども、私は町で独自に建てた施設については、販売についてもいろんなことでどんどんと開放していこうと、利用していただくというふうになっております。

若干の条例改正も必要かと思いますが、酒については今の条例の範囲内で十分可能ということでございますし、今管理をいただいております施設委員会のほうとも協議をしながら、これはお酒も提供していいという方向で行きたいということでございます。

それから先ほど言いましたように、使用料免除団体の人たちが非常に多いということで、そこは市場原理に基づく指定管理者制度に移行するのは、少し無理があるのかなあというふうに思っております。それから喫茶等についても、以前は喫茶もやっておったわけでございますが、なかなか経営上が難しいと。それから以前は青葉会館が昭和48年、49年ですか、できたときにはそこでも喫茶、軽食がされておりました、入ってすぐ右側のほうでされておりましたけれども、途中で辞退をされたわけございまして、じゃあそれを町がそれをやるかということそうはいかないと、だからやっぱり個人のいわゆる人たちで、そこで利益を上げようということであれば、今まではそういう販売とか利益を上げる団体が使っていけないということでしたので、申し出がなかったんだらうということも考えまして、今後そういう要望があれば、極力それは開放していこうという考えでございます。

先ほど言われましたよう、老人の人たちが非常にふえてきておる、区の主催の敬老会も大変な思いをしてあるということは、重々わかっておりますので、そういったことから「アザレア」にしても「オイコス」にしても、開放していくという基本的な考えを持っております、いつでも誰でも気軽に使える空間、あるいは開かれた空間として今後販売も含めて開放していくということでございます。

以上でございます。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） ただいま町長の「オイコス」に対する考え方、運営方針を伺いまして、非常に私は嬉しく思いました、これからやはりどんどん開いていかないと、衰退するばかりじゃないかなと思います。

確かに人数的にはふえていますし、教室といいますか部屋は使われているとは思いますが、活性化センターと名前を変えて須恵町の中心にある以上は、もっともっと活性化をするような方策とかそういうものを立案し、町が推進していくと同時にまたボランティアの方たちも、あそこには多数いらっしゃいますし、そういうボランティアの施設としても大事な拠点ではあると思っております。

そこで町長が言われましたように、販売ということも視野に入れて条例も改正していくということで、これからさらに期待が持てるのではないだろうかと思っております。

また喫茶に関しましても、個人でも運営ができるということで、応募にも応じて公募されるということだろうと思っております、現段階では青葉会館のほうでは、運営が厳しくて途中でやめられたということではございますけれども、またそのころとは状況が変わっておると思っておりますし、お風呂もありますし、つくしんぼ等の親子もいらっしゃいますし、あそこでわくわくデイサロンなども行われております、非常に皆さんが集える方向性になってきているのではないだろうかと思っております。

ただ、まだまだ福祉の方向で使うという認識がありまして、どうしても福祉という感覚から抜け出していないのかなというふうに思っております、そこで先ほど販売もオッケーということでございましたので、現在長澤ストアさんがあそこでお昼の時間になりましたら、お惣菜とそれからお野菜、果物等を、短時間ではございますが売ってらっしゃいます。わくわくデイサロンからの帰りの方とか、つくしんぼの帰りの方が非常に喜んで集まって買っていらっしゃいまして、その様子を見て本当にここにいろんな軽食とか、そういうお惣菜を売るような場所もあってもいいと思うし、そういうものを置くことによって、もっともっと「オイコス」が活性化していくんじゃないだろうかというふうに私は考えております。

また町長の答弁の中に、土日、休日の開放の中では、お酒のほうも条例を変えないでできるということでございますので、そこを使われる老人クラブ、また公民館運営等に使われる役員さんたちも、非常にこれからは喜んで使わっていただけるのではないだろうかというふうに思っております。

それと、軽食についてなんですけど、演奏会等を開くということで、ピアノの置き場とかできれば自動演奏みたいなものが一番いいとは思いますが、スペース的に非常に難しい状況ではあると思いますが、自然食の場所をどこかに移動するとか、2階の喫茶スペースみたいなと

ころにピアノを置いて、軽食がとれるような形にするとか、そういうような内部的なものはどのようにお考えでしょうか。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） いわゆるあの施設をつくったときは、皿山のほうに若水荘というのが老人憩いの家としてあったわけですが、それをなくすという条件で、いわゆる「オイコス」というのをつくったわけですので、当然それは飲食もしていいと、カラオケも歌っていいということの施設であったわけでございます。

現在、利用者の方がそういった福祉団体の方たちが、非常に多いようでございますので、まあ通常、常にわいわいがやがや、酒の席がいいかという問題もありますので、それは若干状況を見ながら、でも酒は提供していいということにしておりますので十分だと思います。

ただ、うちの施設ってというのは、すべての施設のいわゆる空間っていいですか、遊びの場が少ないわけですね、「アザレア」にしてもロビーが狭い、「オイコス」にしてもロビーが狭い、うちの役場にしてもロビーが狭いということで、非常にいわゆる効率的なっていえば効率的なものの建て方をしてあるわけで、いわゆるゆとりだとか遊びだとか、いわゆる余分な経費がかかるような建物にしてないわけですね、「シーメイト」なんか非常に広いホールがありますし、あそこで十分でそんな演奏をしても十分聞ける場があるわけですが、それを例えば「オイコス」でやろうとした場合、もういっぱいになってほかの人たちが出入りできないという状況にあります。部屋は十分あるわけですから、それは部屋のほうを開放して、開けてそしてみんなに無料で聞かせると、そこにちょっとかいておけば十分に利用者の方も行けるのじゃないかと。

それと常時そこにピアノをどうだこうだということになりますと、非常に難しい問題がありますので、でも電子ピアノとかそういったものがありますので、そういったものを要望があれば備えていくというようなことでやっていきたいと、ピアノはいわゆる何て言いますか、商工会が入っておりますカルチャーセンターとか、あるいは「アザレア」のほうにもいわゆるグランドピアノ、コンサートピアノと普通のピアノ、それからもう一つもらったピアノも飾りとしてあそこに置いたりもしておりますので、そのピアノが持って行ければいいけども、これは逆に言えば使わんときは邪魔になるような感じでございますので、その辺はちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） いろいろ町長の御意見をいただきまして、私といたしましては条例も変えずにお酒等も出せるようになりますし、今後の運営方針も条例改正を行って、販売等も促進してやっていくということでございますので、今後もその方向性でなるべく早い時点で条例の

改正を行い、近くにスーパーもオープンいたしますので、その方たちも寄ってそこで楽しんでいただける、そういう皆さんが集う施設というのをこれからも目指して、いろんな企画立案をやっていただきたいと思いますと同時に、そうなっていきますと、今所管を健康福祉課が所管でやってらっしゃるのですけれども、これはまちづくりにかかわる分野にもなってくると思うですね。

それで所管等、まちづくり課という検討等はないでしょうか、このボランティアももちろんあそこでされておりますし、社協が絡んでくると思いますので、町長の頭の中では所管は健康福祉課のままでやっていくのか、まちづくり課がかかわってともにやっていくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 「オイコス」については、いわゆる共生のまちづくり40人委員会の提言によってつくったわけございまして、現在もその40人委員会の中でいわゆる会議があって、施設管理委員会という名称やったですかね、そういうのがあるわけございまして、そういった形で民のほうで管理をいただいておりますので、公の部分として町が管理しているわけじゃありませんので、管理もまかせておりますのでその辺は自由な幅っていいですか、自由な裁量でできるんじゃないかというふうに思っております。

議長（三角 良人） 今村議員。

議員（9番 今村 桂子） いろいろ御意見を伺いまして、ありがとうございます、今後とも条例改正を早く行って、すばらしい施設にますますなり町民が集って行けるような、施設にしていだけますようによろしく願いをいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（三角 良人） 2番、百田輝子議員。

議員（2番 百田 輝子） おはようございます。議席番号2番、百田輝子です。

通告に従いまして、地域活性化のためにシルバー人材センターの活用について、質問いたします。

地域の活用、活性化をする上において、暮らしやすさ、高齢者の活用、地域特産物の取り組みだと思えます。その中でも高齢者の方々の知識や経験、技能を生かし、地域の活性化につなげることは必要であると考えております。

内閣府の調査によりますと、65歳以降も働きたいという人が7割に達するとのことでした。そしてことし8月29日には、60歳の定年後も希望者全員を65歳まで雇用することを企業に義務づける改正高年齢者雇用安定法が29日に成立いたしました、御存じのように、日本はもうすぐ4人に1人が65歳以上といわれており、50年後65歳以上の方の割合は2.5人に1人

だそうです。

そこで、須恵町としての対応はどう考えているかお尋ねいたします。須恵町にはすでにシルバー人材センターがありますが、シルバー人材センターの必要性についてどうお考えでしょうか。今後は、より一層の充実が求められるのではないかと思いますけれども、町としての対応をどうお考えかをお尋ねいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをさせていただきます。シルバー人材センターについての御質問でございますが、きょうはシルバー人材センターの会長さんとか事務局長さんが後ろに陣取っておりますので、なかなか答えにくいようでございますが。

いわゆる今おっしゃったとおり、いわゆるシルバー人材センターちゅうのは、高齢化が進む中で、今後の高齢者の活用をしようということから始まったわけでございます、本町の歴史について若干その説明いたしますと、当初は平成8年に須恵町ボランティア連絡協議会というものができたわけでございます、それは無償のボランティアで、いろんな家庭のいろんなことをお手伝いしようということから始まったわけで、当時は無償でございました、それが茅の会、杖の会ということに代わりまして、無償から有償化に切りかえたわけでございます、健康で働く意欲のある高齢者の方々の豊富な社会経験、あるいは長年にわたって培われたすぐれた技能を活用した事業展開を行いたいということでございまして、平成21年にいわゆる専任の職員を雇用いたしまして、平成22年3月8日から法人格、一般社団法人という法人格をもっておるわけですが、将来的には公益法人に移行するかしないかは今検討中でございます、県内ほとんどのシルバーは公益社団法人だろうというふうに思っておるわけですが、そういったことで、高齢者の雇用の安定等に関する法律というものが施行されてから、いわゆる自主、自立、共働、共助のもとに会員自身が運営して助け合いながら、みんなで働くことを理念としておるわけでございます。いわゆる高齢者に家庭あるいは企業、また公共団体たる役場からの事業なんかもあるわけですが、引き受けた事業をこなしていただくということですが、現在のところちょっと表をいただきましたが、金額ベースだろうと思うんですけども、いわゆる実績からすると7割が公共事業ということで、行政がお願いした部分が今7割、それから一般の企業が4.8%で、家庭とか個人とか24.5%、いわゆる4分の1くらいです、この割合がだんだん延びていくということが、安定化につながっていくということだろうというふうに思っております。

もともとこのシルバー人材というのはいわゆる福祉の受け手ではなくて福祉の担い手として活躍される、そういうこと要するに働くことによって健康を維持したり、あるいは健やかな高齢期を迎えていただくというのが基本理念でございまして、いわゆる働いたからいくらの収入があると、いわゆる収入のことが主ではないわけで、いろいろとこの制限がかかるわけで高所作業が

だめだとか、勤務日数が何日以上はだめだとかいうことで、若干60歳で定年し健康であって、65歳までなんとか年金まで別の収入として働こうということからすると、若干目的から外れているんじゃないだろうか、いわゆる健康でいわゆる健やかな老後をすると、そしてゆくゆくは健康保険代とか、介護保険料の軽減につながればというのが目的の中にもありますので、なかなか今までの給料の代替としていただくためにするということではないわけですね。

現在、今須恵町で151名の会員の方々に、いろいろとやっていただいておりますが、ほんとに充実してきております、私もよく利用させていただいておりますけれども、非常に仕事が早いし、さばけてあるし。うちの場合庭の剪定とかあるいは網戸とか障子とかふすまとかを、お願いしたりしています。隣が業者の方を呼んでしてあるのですが、どこをされたのかなと隣はですね、そして「もう少し深く切ってください」と言ったら「別料金とります」とかいうようなことでありますので、隣にも僕はシルバーをちょっとコマーシャルしましたけども。

そういうふうなことで、ほんとに私どもが思うような形でしていただいております、非常に助かっております、まだまだ知らない方も多いようでございますので、これは徐々に行政の責任としてでも、宣伝をしていかなければならないというふうに思っております。

だから言いましたように、目的がただ働いてサラリーを得るということではなくて、老後を楽しむ、健やかに老後をすると、ひいては健康保険料とか介護保険料を下げていくというような崇高な理念もありますし、町としては杖の会あるいは茅の会から、シルバー人材のほうに移行していただきたいということでお願いもし、町から補助金も出しておりますので、全面的に支援をしていきたいというふうに思っております、また国のほうからも補助金を受ける団体としてなっております。

ただ、公益法人になりますためには、町からの補助金が3年間くらい継続された形が必要であるということで、今が3年目でございますので、3年目終了する時点でその法人格の移行というものを考えていくのではなかろうかというふうに思っておりますが、私としては非常にすばらしい事業であるというふうなことから、シルバー人材センターを全面的に支援していくということでございます。

議長（三角 良人） 百田議員。

議員（2番 百田 輝子） ただいまの御答弁で、シルバー人材センターは、1人でも多くの高齢者の方々が、福祉の受け手ではなく社会の担い手として社会参加する、新たなシステムとして発足したという、そして全面的に応援をするという町長の御回答いただきました。ありがとうございます。

これは、今後の課題としてお願いしたいのですけれども、先ほどシルバー人材センターの登録者数は151人だとお話がありました、私が伺ったところ須恵町の60歳以上の方は、男性が

3,562人、女性が4,454名だそうなんです。まだこれは2%っていうことで、町長も宣伝が必要であるとおっしゃっておられましたので、今後も行政との御協力をいただきたいということと、例えば町民の方もやはり須恵町の活性化っていうのを、一番期待していると思っておりますので、あと会員増加のときに、例えばなぜあの地域を活性化するために、団塊の世代、そして元気な高齢者の方々の力が必要であるかっていうことを、そういったセミナーがあればそういったことも一緒に協力してやっていただきたいというお願いでございます。

私の質問は、以上で終わらせていただきます。

議長（三角 良人） 町長あります。いいですか。

議長（三角 良人） 11番、柴田真人議員。

議員（11番 柴田 真人） 11番、柴田真人でございます。今回、防災、減災の総点検をということと、自然エネルギーの活用、この2点に対して質問させてもらいたいと思います。

防災、減災の総点検。私はこの近年地球温暖化のせいか、物すごい集中豪雨が昔に比べて、すごくひどい感じになっていると感じております。今回7月12日に起きた北部九州豪雨はその例でもあります、西からの雨雲が同じところに何時間も集中して雨を降らすというような、こうゆう現象がありまして、その結果八女市では一晩で649ミリという雨が降り、矢部川の堤防が決壊したということになります。

また須恵町でも私が消防団に入った翌年、昭和48年の7月30日から31日にかけて、これは232ミリという大雨が降り、佐谷から上須恵にかけて物凄い災害があり、死者の出るほどの悲惨な水害でありました。

あれからいろいろ点検され、護岸も整備されていると思いますけれども、もし今八女に降ったような大雨が降るとしたら、それはもう須恵町であれば、あんだけ整備しとつてもということもならないかとは思うわけでございますけれども、何とかいろいろ点検とか整備やられていると思いますけれども、その辺をもっとあと1回総点検やってもらいまして、予測しながらもっといい方向にいくと思います。

特に、佐谷方面は川も狭く、架かっている橋も割と橋桁が低いかなと、そこに水害で立木等流れればすぐ詰まってしまうのやないかなと思っております。

また、大雨が降ったときの水はけの悪いところですね、須恵町は旭ヶ丘の高台、次は旅石のこの高台高速のところですね、それから大島原、それからあとは山手になるのですけれども、そういうふうな間をぬって東から西に下へと水が流れるわけでございますけれども、その下手にやはりはけきらないというような欠陥がありまして、その辺の対策どういうふうやっていくか。今、トヨタカローラのとこ道ができていますけれども、あのやり方で、また水の流れがどういふ

うに変わるかということも、ちょっとわからないかと思えますけれども、今いつも浸かっています大雨のときの新しくできている幼稚園、最終的に須恵川に流れるのですけれども、須恵川が満杯になったときは、向こうではけきらないというような点があります、そういうふうな雨に対して、今後どういうふうな考えをお持ちかお聞かせ願います。

次に、自然エネルギーの活用ということで、今回東日本大震災で福島原子力発電所、未曾有の事故を起こして放射能汚染が広大な地域にわたって、多くの人々が長期にわたって避難生活を余儀なくされています、未だ終息の目安がたっておりませんが、放射能によって汚染された土壌や廃棄物をいかに除去し貯蔵するかという課題や、放射性廃棄物の最終処分をいかにするかという課題があります。

また、それを負の遺産として、後世に積み残していくかということには強い懸念があります。今後エネルギー政策として取るべく、原子力発電に依存しないということで、エネルギー政策の転換導入を早急に対応すべきだと考えております。

九州電力でも2カ所の原子力発電が、今停止のままなっておりますけれども、この夏そういうふうな節電等で乗り切られましたけれども、燃料コストの面で今後使用料金の値上げは、もはややむを得ないかと思えます。前から質問していた太陽光発電が今やっと急速に見直され、現在建設中の幼稚園に今回やっと太陽光発電が設置されることになり、私も非常に喜んでおります、今後この太陽光発電が、あらゆる公共物にもっと広がればいいなと思っております。

この再生可能エネルギー特別措置法が4月1日に施行され、固定価格買取制度で1キロ当たりが42円という高い値になりまして、これは単なる電気の買い取り料金が上がったという問題ではなくて、やっぱり自然エネルギーをいかに活用していくか、CO₂削減、こういうことも考えながら本当に未来の子供たちが安全、安心して暮らせるようなそういうような環境を、つくることが町としてすべきだと思いますけれども、町長の意見をお伺いいたします。

以上です。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） お答えをさせていただきますが、以前の自治体っていいですか、役場あるいは市役所というのは、ごみと水とし尿、この3点セットがうまくいっておれば、8割方行政としては合格だと言われておったわけですが、阪神淡路大震災から東日本大震災以降いわゆる安心、安全というのはその上にきたのではなかろうかと。

特に大事なことは、今の政権に代わりましていわゆるコンクリートから人へというようなことになりまして、非常に公共事業費というものが削られてきたわけですね、これによるいわゆるハード部分での対策というのが、非常にできにくくなったというのは、すべての自治体の思いではなかろうかというふうに思っておるわけでございます。

私、先日淡路島のほうに行ってきたわけですが、いわゆる断層のずれによって、物すごい災害があった、100メートル、150メートルぐらいですか、屋根をかけてそのまま保存してありました、その2メートルぐらい下に1万年ぐらい前にここにいわゆる災害が起こって、泥炭状のこう液状化っていうのですか、液状化現象を起こしている痕跡があるわけです。

そうしますと、1万年前のものがきて、またあれだけひどい震災が起こることによってございまして、じゃあすべての日本に、そういうことをやらなければならないかということ、これまた非常に莫大なお金ですし、東日本の大震災のようなあの津波、その津波を想定すると海岸線に全部要塞的なものを、つくらないかんのかということがくるわけですね。それから原発の問題にしても、いわゆるその再稼働させようとも、再稼働しなくても今ある状態の中では、そこに問題が起これば当然そこには放射能を噴き出す要因としては残っておるわけですね、それを全部その心棒を取って行ってどこかに保存をしておれば、それはもう再稼働しなくてもいいということですが、現在ある状態で危ないわけですから、それは再稼働しようとしめいと同一ことではなかろうかというふうなことでございますし、その燃料棒を始末する場所すら決まっていない。その原発に出発したことがどういうことか、そのいわゆる放射能をそれが出さないようになるためには、何万年かかるというような、もう桁恐ろしいような話であるわけございまして、そういったことといわゆるそういったことまで含めて、防災をしなければならないのかということ、非常に厳しい問題がわるわけでございます。

今度のいわゆる九州北部の大水害についても、私は須恵町の上を通らなくてよかったかと、ただそればかりでございました、来ておればすごい災害が起こっておるし、これに備えることっていうのは、ちょっとできなかったのではなかろうかというふうに思っておるわけでございます。この後の、藤石議員との質問とも若干絡んできますので、なかなかこの場ではちょっとこうあれですが、いろいろ言われたこと、3点において言われたと思うのです、老朽化の問題橋とかがですね、それから水害時の低い場所の問題、それから山手側の水路、地滑りの問題、まあ大方するところの3つに質問があったのではなかろうかということでございますので、まあ逐一その説明をしていきたいというふうに思っております。

平成21年の7月に3日間雨量が続いたわけですが、その間の総雨量が532.5ミリということで、記録的な大雨がこの須恵町に降ったわけでございます、この豪雨を受けまして、さまざまな取り組みというのは開始したわけでございます。

まず一点は河川災害防止の取り組み、これにつきましては、須恵川の管理者っていうのは県営河川でございますので県でございます、県のほうに要望いたしまして、平成21年に河川堤防いっぱいまで水位が上昇した場合、いわゆるJRの鉄橋のところから一番田堰の間、この区間を重要指定区間ということに指定をしていただきまして、監視体制の強化、また避難判断の目安とし

て、河川の水位表を今県のほうでつけていただいております、ちょうど歩道橋の下のところになるわけですが。

それからそういったものについての、工事に関してはいわゆる21年に被災した護岸、あるいは河床の復旧工事の実施とあわせて、堆積した土砂これを取っていただいております、鉄橋のところから須恵の専能寺の上のほうまで現在取っていただいております。

それから日常管理といたしましては、福岡県県土整備事務所のほうの河川パトロールというパトロールカーが走っておりますが、これで異常箇所が発見された場合は迅速に処理をしていただくというようなことをごさいます、また町管理の河川、上のほうになりますと町管理になるわけですが、これについては予算の範囲で、現在4回浚渫、あるいは護岸ブロックの補強工事を行っております。

橋梁につきましては、橋梁台帳に記載されているのが、本町で64カ所橋があるということでございます、23年度から三カ年かけて、国の交付金事業を活用して調査点検を行いました、大多数の建設がいわゆる相当経過年数経っておりまして、老朽化が進んでおるわけですが、これらの安全性を保ちながら長寿命を図るために、本年度この点検結果をもとに、今後の修繕計画を策定する業務を、同じ交付金の補助金を利用してやるということでございます。

次に、水害時の低地対策ということでございますが、河川の水位上昇に起因するものにつきましては、今述べたとおりでございますが、近年の短時間集中豪雨というのは側溝、水路等の能力を超える降り方をいたしますので、平成21年度の豪雨時に浸水した箇所についての調査に着手いたしまして、旅石の県道志免・須恵線のいわゆる幼稚園のところでございますが、あるいは新原地区について調査業務を委託いたしまして、本年度数カ所の対策工事を実施するようになっています。また、今定例議会に予算計上をいたしまして、改修工事を実施する予定といたしております、その他の箇所についても、職員による現地調査を継続いたしております。

それから、浸水対策で重要な対策としての取り組みは、洪水調整機能を持ったいわゆる池ですね、ため池。これを雨季のときは水位を下げてください調整池としての役割をとっていただいております。

それから、山地災害につきましては、本町には町有林管理人制度というのがあるわけございまして、その方々によりまして出水期の林道側溝の点検等行っていただいております。

それから、山地災害の予防はということでございますが、森林の災害防止機能を高めるということが、こういった災害からの重要なことでございますが、昭和48年の災害以降、福岡県によりまして、治山事業を数多くやっていただいております、若杉山には100カ所以上の治山ダムをつくっていただいております、そういう取り組みをしているところでございまして、また荒廃林、私有林の整備取り組みについても力を入れているところでございます。

ただいま答弁いたしましたとおり、災害に備えてさまざまな取り組みを行っておりますが、今後も災害に対する監視体制を強化するとともに、福岡県への要望活動によりまして整備をしたい、さらなる安心、安全なまちづくりに努めていきたいということでございます。

次の自然エネルギーの問題でございますが、これ若干議員との考え方が違うところがあるわけですが、いずれにしても再生可能エネルギーを、活用しようということにはそういう気持ちでございます、現在町内にいわゆる太陽光発電の業者の方があってあるわけでございます、その方にいわゆる須恵町の公共施設の屋上に、いわゆる太陽光発電等置いた場合のいわゆる採算率っていいですか、そういったことをいわゆる計画してほしいと、その提案を町のほうに持ってきていただきたいということで、1カ月ほど前に注文をしたわけでございます、それによって何とか採算等あえばやっていきたいということでございます。

志免炭鉱ボタ山、あそこにもメガソーラーをとということで、ある業者の方が来られたわけですが、全体的に面積がちょっと足りないということで今のところその声といいますか、聞こえてきておりません。

そうということで、例えば庁舎の上、今度空調しますといわゆるすっきりなってくるわけでございます、そこにソーラーをつければどうなのかということも含めて、あるいはアザレアホールの上は、すべて360度太陽が当たるような状況でありますので、そこにそういったことが可能なのか、そして設置した場合に何年ぐらいで採算性があるのかというようなことも含めて、提案を依頼しているところでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 柴田議員。

議員（11番 柴田 真人） 防災関係ではよくしてもらっていると思います。私が気づいたところは、大島原のスタンド裏、あそこ辺の地域は大雨が降ったとき、はけきらないでよくたまっているというような、そういうようなあれがあって見に行っただけですけども、あとは最終的にボタ山のところ、最終須恵川に落ちるところ、あそこにちょっとした調整池みたいなのあるんですけども、ほんとあれも水位が川と変わらなくなれば、当然流れきらんであそこの交差点が水没するというようなことで、あそこの調整池、その須恵川に逃がすあそこの川の堰、その辺を何か検討されて、あの辺をもう少し広くするやら、何かもう少しよくなるかな、ちょっと金がかかるかなと思いながら、あそこは大事な場所かなと思っております。

あと、太陽光ですけども、ほんと町長との意見が違っていて町長言われましたけれども、私も前から言ってたんですけど、今回アザレア幼稚園につけるその太陽パネル、これにはどんだけ今発電しているとか、そういうふうなパネルをつけられるのか、できればつけてもらって送り迎える親御さんに見てもらって、その太陽光パネルの効果というものをアピールしてもらいたいと

思います。

して、採算制で今業者にとって言われたのですが、本当採算性からゆうたら、まあとんでもそこまでとんぐらいじゃあ、あまりするメリットはないかなと思うのですが、私が思うには、もっと皆にこの太陽光パネルのすばらしさを見てもらいたい、わかってもらって賛同される方は、どんどんつけてもらいたいというのが願ひがありまして、本当に未来の子供たちがCO₂少ない、本当そういうふうな社会で生きられるためには、まず社協の上、ほたるの湯のこのあのパネル、消防団の出初式とか交代式で、あそこから見たら本当朝方は本当あのパネルは物すごく光って、あそこへつけてもらえれば、物すごいアピールになるんじゃないかな。あそこは中学生も通りますし、中学生ぐらいになればそんなこともすっかり見て考えると、思いますから、実際あそこへつけて、あの下にしっかりそのデータのパネルを取りつけてもらいまして、どういう状況かを見てもらうことが今後須恵町に太陽光発電つける家庭がふえるんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、そのことについて町長のお考えよろしくお願ひいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 志免・須恵線のいわゆる幼稚園の横のそのやり方っていうのは、農道に一回ため枡をつくって、須恵川の横に昔国鉄のいわゆる炭鉱時代にそこから水をとって、乙植木あるいは酒殿地区に水を配っていただいたという痕跡が、まあ池があるわけですね。そこにそれを調整池代わりとして、そこに管を引いていってやることで、その水量的に補えることができるのかっていう調査も今やらしております。

それから一点は、乙植木のお宮の山の裏から旅石の駐車場、そこからいわゆる高速道路の塀面、いわゆるそしてちょうど志免・須恵線の交差点のところが一番谷になっておるわけ、あそこに水が集中してくるわけですね、その集中たるや物すごい量と思ひます。私一回鹿児島の水害があって高速道路が通れないということになりましたので、加久藤峠を通過してきたわけですが、加久藤峠のループ橋の側道にあります、いわゆる水はけ、これがいわゆる柱になっているわけですね。あのループ橋のいわゆる舗装されたその側道から出る水、それだけでいわゆる通常は霧になって何も見えないわけですが、それが柱となっておるそれだけ水が集中するわけ、だから高速道路のあれだけ広い幅の、あれだけの長さのものが一同にあそこにくるっていうことは、非常に水がよるといふことで、私は高速道路の設計上のいろんな問題があったのじゃないかなというくらい、ちょっと恐ろしい感じがするわけでございます。

その農道に一回いわゆるため枡をつくって、それからいわゆる貯水池代わりにそこに持つていくことで、機能が果たせるかどうか調査も今現在やっておるところでございます。

それから太陽光発電でございますが、確かに授業としていいですか、教えるということも大事なこともわかりませんが、やはり我々いわゆる税金を使ってやるわけでございますので、

若干やっぱり採算性っていうのを考えなければならぬと。今、我々通常九電から21円で電気を買ってあるわけですが、それが今全量買い取りで42円だと、なぜ私が学校だとか役場だとか、その当時はつけなかったかという、中間電気は買い取らないわけですよ、中間電気は今の太陽光では補うということでしたので、中間電気を使うところで採算性があわないわけで。それを全量42円、倍価格で買い取るということですので、利益が出るという計算になるわけですね、つい21円で買って42円で売っているわけですから、今まで昼間電気はそれを42円で売らなくて、ただ自分で使うというだけでしたから、役場とか夜間は使わなくて昼間使うところは、非常に不利だということでしたので、全量買い取りになりましたので、その辺の採算性から見てどうかと。ただそう言いながらも42円で買い取るということは、電気料金に個人個人の家庭の電気代が上乘せになってくるわけですね、だから今ソーラー発電をということでもどんどんやっていくと、いわゆる一般のソーラーをつけてない人たちの電気代が上がってくると、だから金持ちはソーラーをつけてやはり安い電気、ソーラーをつけることが不可能な人たちが、いわゆる高い電気料を払わなければならないかというような問題まで、発展していくわけですので、メガソーラーが来たときも確かにメガソーラーとしての採算性を考えますけれども、将来いわゆる個人の人たちの家庭の電気料金まで跳ね上がるということになりますと、これは問題があるのではないかとということで若干躊躇しておりましたけども、面積が足りないということで辞退されましたから、その件は一件落着ということでございます。

ただやはり公共の施設の上につけてするぐらいでは、そこまでの跳ね返りはありませんので、それは町財政の面からも先行投資しておれば、後のランニングコストで利益を生んでいくということであれば、それは設置した方がいいのかなあという問題がありましたので、どのくらいで元をとれるのかということは今調査させているというところでございます。

以上です。

議長（三角 良人） 町長もうひとつ。幼稚園の発電量の表示パネルを設置するかせんかの問いもあつとります。（「それは建設課長」と発言する声あり）

安川理事。

理事（建設産業課）（安川 敏幸） 今度、幼稚園には20キロワットの分を設置するような設定にはなっております。で、いいんですか。

議長（三角 良人） あと、ほら、よそ行ったら発電量が今日は何ワットとか統計のこう、そういうのまで表示するかどうかの質問なの。（「発電量が今どうか」と発言する声あり）そうそうどのくらい今日発電したか。

理事（建設産業課）（安川 敏幸） 今設計中ですので、そういうふうなことも提案してみたいというふうに考えております。

議長（三角 良人） いいですか。柴田議員。

議員（11番 柴田 真人） いろいろ検討してもらってありがとうございます。本当、子供たちにアピールすることが一番大事だと私は思って、この質問を終わらせてもらいます。

以上です。

議長（三角 良人） ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。再開を10時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時02分休憩

・

午前10時10分再開

議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、田ノ上真議員。

議員（1番 田ノ上 真） おはようございます。議席番号1番、田ノ上です。先日の日曜日、福岡県消防操法大会において、我が須恵町消防団は準優勝の成績を収めることができました、私も見事な演技を拝見させていただきました。選手の皆様ならびに団員の皆様、関係の皆様、また陰の御苦労があった方も相当おられたと思います、ここで感謝の思いを述べさせていただきます。地域のため社会のために、体を張って尽くしてくださっている消防団の皆様の、今後のさらなる奮闘と栄光を願ってやみません。

それでは通告に従い、廃屋対策について質問いたします。

ただいま町内各所におきまして、住む人もなく放置された空き家がございまして、これが年月を経て廃屋化しているものがあり、近隣の環境を悪化させております。空き家が単なる無住の状態という段階であれば、売買、賃貸、所有者の復帰などで再び利用される可能性があり、有用な資産ともいえるかと思っております、もちろん適切な管理があった上でのこととでございます。

しかしながら、より問題なのは廃屋化した空き家でございます、執行部においても、よくよく御承知の件でありお悩みのことと思っております、一部を写真資料として配布させていただきました。ご覧になっていただきたいと思います。

廃屋には、すでに住居の様をなさず、屋根が破れ、壁がはがれ、ガラスが割れ、全体が歪み傾いているものもあります。中にはすでに朽ち果て、柱だけ残っているものもありました、ここまできると廃屋というより残骸としかいいようがないものでございます。

極端な例はさて置かしても、ここ数年の放置によるものとは言えない状態の廃屋が見受けら

れます、長いもので数十年にわたって効果的な手を打てないままきいているのであろうと推察し、心を痛めるものでございます、近隣住民の皆様の声を聞いたところ、一刻も早い撤去を望んでおられますが無理もないことだと思っております。

昨今、全国各地の自治体で、空き家の調査や条例の制定などが相次いで報じられております。その背景には、火災や倒壊などのさまざまな事件があることも伝えられております。本年6月に国土交通省住宅局が出した「地方公共団体における空き家調査の手引き」という手引書の冒頭部分には「地方公共団体においては空き家対策への機運が高まっており」との一説が挿入されており、このような時流をよく表しているものと思います。

また、これは平成20年のものでございますが、総務省統計局の調査により、空き家の現状と課題としてデータの集計がなされております、これによると全国の総住宅数5,759万戸に対して空き家は757万戸となっており、空き家率は13.1%と過去最高、この20年で倍増との現状が報告されております、今後この増加傾向は続いていくであろうと予測されます、さらに住環境の悪化が懸念されるものでございます。

この総務省の調査によりますと、想定される問題の例として上げられているものが、大きく6項目に分けて掲げられております。まず防災性の低下として倒壊、崩壊、屋根・外壁の落下、火災のおそれ、そして防犯性の低下として犯罪の誘発、そしてゴミの不法投棄、そして衛生の悪化や悪臭の発生、つまり蚊やハエ、ネズミ、野良猫の発生、集中と、私が現地で伺った分では、蛇の発生、シロアリの不安等もございました。続けてまいります。風景、景観の悪化も指摘されております。その他に、木の枝の越境、これは隣家から越境してきた木の枝は所有者の承諾なく勝手に切ってはならないと、というのが民法の規定でございます、さらに雑草や落ち葉などさまざま掲げられております。

以上は、総務省の調べでございますが、これらはすべて町内の住民からの相談の中で訴えられた内容と一致しております、踏み込んで考えますとこれらの問題の存在は、近隣住民の皆さんの財産である土地、住宅などへの直接の被害のおそれに加え、不動産価値の低下をも懸念されることとなります。不安をあおって言うわけではありませんが、近隣住民の皆様的心境は、廃屋のそばで生きるということ自体受け入れがたいものでございます。今の季節特に怖いのは、台風などの強風でものが飛んでくるということだそうでございます、誰に文句を言うのか、予防しようにも他人の持ち物であると、しょうがなく我慢すると怒りが内攻する非常に健康に悪い、こういう辛い日々が続くということだそうでございます。

生命、財産の危機と言うと大変に大げさに思われるかもしれませんが、少なくとも財産の危機については自明だと思われれます。生命に対しても、心あらばこの状況に思いをいたすべきではないかと思う次第でございます、これは安全安心のまちづくりの観点からも見逃せないことになる

のではないのでしょうか。近隣住民の皆様の財産保全のためにも、生活環境の防衛のためにも、住民の目線に立って解決していかねばならない問題だとも思うものでございます。

さまざま、現状憂えている点を申し上げましたが、廃屋の撤去、これは私有財産に係わることもあり、私有財産の処分は所有者の意思に委ねられることが原則です、これがこの問題の解決を困難にしている最大の関門だといえると思います。

で、ございますが須恵町におきましては、過去に撤去の実績があることも伺いました、そして平成21年4月施行の「須恵町空き地等の環境保全に関する条例」には、勧告、命令、代行といった厳しい内容が規定されて、すでに3年が経過しております。現在先進地域といわれている自治体にも先駆けて条例化したのが須恵町でございます、これは声を大にして申し上げたい、まさに先見の明と取り組みがあったといえるのではないのでしょうか。

そして心強いのが、須恵町の町民に対する姿勢でございます、平成22年4月施行の「須恵町安全安心まちづくり条例」の第1条に「町民が生命、身体又は財産に対して危害を受ける不安を覚えることなく、安全で安心して暮らすことができるまちづくり」とうたわれております。また、協働のまちづくりをテーマに昨年策定されました「第五次須恵町総合計画」においては「快適な住まいの形成」とした施策項目に「町民のニーズを踏まえ、良好な住宅環境の整備を促進します」と掲げております、この理念に沿うように、さらなる一步を踏み出していきたいという思いでございます。

そこで町長に質問いたします、平成21年の「須恵町空き地等の環境保全に関する条例」の適用実績と効果、また条例適用にまでいたらなかったときの具体的対応実績と効果にどのようなものがあったのか、そしていずれにしても、要望苦情等の依頼を受けての対応になったと思うのですが、依頼者への結果報告などはなされたのでしょうか、お伺いいたします。あわせて町内の空き家、廃屋の軒数をお伺いいたします。これはできれば単なる空き家状態の家屋と、廃屋化した家屋と分けて教えていただければおおいに参考になります、また所有者の所在については、どこまで把握しておられるのでしょうかお伺いいたします。

そして、全国的には増加傾向とのことですが、須恵町においてこれから廃屋化した空き家がふえていくものか、そうでないかの見通しをお伺いいたします。廃屋に関しては、住民目線に立てば減らしていくことが最も望ましいことと考えますが、今後の対策としてどのような施策をお考えでしょうか。さらにその施策の優先順位として、廃屋問題の解決は町政の中で高く位置づけられるのでしょうか、そこまではないのでしょうか、これは住民の皆様が町政に期待をこめて見つめている部分でございます、あわせてお伺いいたします。

以上、多岐にわたって恐縮でございますが、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 非常に難しい全国的な課題を取り上げていただきました。議員仰せのとおり、うまくいっていないというのが実情でございます。

先ほど言われましたように、議員も行政書士でありますし、法的には非常にお詳しいと思うんですが、いわゆる個人資産である以上民法上の適用法、これがあるわけでございまして、条例をつくったから即解決ということにはならないという問題であります。

ただ、本町においていち早く条例化したっていうのは、旧志免炭鉱の炭住の問題があって、いわゆる他の町よりも先駆けてやらなければならない近々の課題であったということでもあります。

言われましたように、公明新聞の中に新潟県の見附市というところで、この条例がつくられたということで、よそにおいては、今からという問題が起こってきておりますし、ちょうどことしの盆明けの夏、8月の22、23で、福岡県の町村長の中央研修というのがありまして、たまたまそこで講師の先生がおっしゃったのですけれども「これから空き家問題というのはもう国家的課題になってくる」ということをおっしゃったわけでございまして、そのときに私も隣に久山の町長と篠栗の町長おられましたので「おたくのほうではこの問題はどうですか」と言いましたら「久山ではそういう問題は起こっていない」と「今後出てくるでしょう」という話。

と申しますのがいわゆる我々団塊の世代でございます、団塊の世代は、子供がたくさんおるわけでございます。みんな核家族化によって、家を建てて出て行ったわけで今少子化です。その夫婦の二人の家があって子供が一人ずつ、で、夫婦になるとどちらかの家があくわけですよ。この問題というのは、国が先駆けてなんとかやらなければならないということとその講師の先生が言ってありました、なるほどだなと思いました。

本町においては、産炭地でいわゆる炭鉱の社宅を買って、当時は鉄道がありましたので、鉄道とかで配置転換をしてそちらにいて、そしてそこで居住すると、そこで家を建てて老後そこで暮らそうということになって。しかし今の須恵町にはその家を持ってあるわけでございますが、その方っていうのはわれわれ世代、昭和39年の閉山で私は39年の時高校一年生でございますので、そうしますと子供がたくさんおったと。今度、相続をする場合においては、その人たちに権利が発生するわけですよ。そして、また廃屋になった部分を片づけて利用しようとしても、いわゆる国のあるいは県の制度そのものはないわけですね。こっちが代執行した場合に、その費用の半分なり、3分の2を負担するとかいう制度があればいいんですけども、それはないわけでございまして、100%市町村の金、いわゆる町民の方の税金を使ってやらなければならないというその問題があると。

しかし、先ほど議員おっしゃったように、安心安全ということからいくと、あるいは隣の家の人からすると、大変な課題であろうという痛みはよくわかるわけでございます、その辺を考慮しながら、ある程度町としてやっていかなければならないと、極端にいえば台風とかで飛びそうに

なったということであれば、その消防団員とかそういう人たちを使って飛ばないようにそれを覆うとか、あるいは先に倒しておくとかというようなことでできるんですが、それをいわゆる何も無い今の状況の中で、第三者が私有財産をいわゆる壊すということはできないわけございまして、ごみでも同じことございまして。

ごみを財産と所有者の方が言われれば、これはあくまでも財産であって、いくら行政であろうと国家権力であろうと、代執行してやるというのは非常にこう厳しい問題がありますし、それについてはテレビ等でも放映があっただような状況でございますが。ただ一軒本町で成功したというのが、いわゆる平成21年にいわゆる空地条例とかでも、これは勧告、代行までできるというような強い権限の条例でございますけれども、そのごみ屋敷が不法建築、いわゆる道路上あるいは無番地のところにその建物が建っておったということでございます。そこがごみ屋敷。だからこれは道路法によってそれは道だということから、強制的にそれが撤去ができたということでございますが、そのごみにしても、やはり片づけるのに200万円程度お金がかかるわけでございます、非常にこう難しい。

特に、危険性の高い西側のいわゆる廃屋っていうのは14軒ほどあるわけです。200万円それはごみだけで200万円ですから、その建物の材木といいますかそれを産廃として捨てる、それからすると3,000万円なり4,000万円というお金が、非常にこういう状況の中で、厳しい財政支出にもなっていくということございまして、またそれを撤去させようとこっち側から催促しても、住所はここにおいたまま転居してあったり、転居してあるけれどもその方そのものは亡くなっておられて、誰の所有物かわからないというような問題。我々が調べる場合には、登記簿謄本によって調べる以外ないわけございまして、登記簿には、もう実在しない方の名前が載っておるといような状況で。町としても大きな問題であるが上に、やはりその法的な整備の未熟さっていいですか、そのことによって手を出せないという非常に厳しいっていいですか、いららするよな問題であるわけでございます。

特にこれからは、先ほど申しましたように、団塊の世代の人たちが家を建て、そして子供が少子化になって家が余ってくる。これはどんどんと空き家、それから廃屋になっていくという可能性っていうのは持っておるわけですから、国のほうが早くいわゆるこのものについては代執行していいと、そしてこれについてはいわゆる災害の部分としては、いわゆる国からのお金があるわけですから、それは廃屋として認められた以上は、国として何らかの財政措置をしていただくとかいうようなことを考えなければならないのではなかろうかと。

きのう、田ノ上議員と一緒に町長室で話しておりまして、たまたま公明党の東代議士がお見えになって、今度勇退されるということの挨拶だったのだらうと思うのですが、来られて、国のほうになんとかお願いをしたいなと思ったわけございまして、なんか向こうから来られ

たあとにこっちから願ひするのなんだということで、私も言いませんでしたけれども、非常に難しい問題でございます。

それから議員お尋ねの、施行後3カ年の状況でございますが、まあ区からの環境改善要望も含めまして、空き家、廃屋の苦情件数っていうのは11件でございます、うち6件が解決をいたしております。また、空き地の苦情件数が116件で、うち98件が今解決してあるということでございますが、じゃあ解決してるっていうことで、それが片づいたかということ、若干そのところ意味合いが違って来るようなところもあるわけございまして、いずれにいたしましても、須恵町の環境審議会という委員会がありますが、そこに問題点を抽出して解決に向けて審議をしていただく、それから解決順位等もそこで決めていただいて、何とか町としてできるものやっついこうと。それから、追跡的に所有者を極力法的にっいいいますか、ぎりぎりの線で個人情報との問題も絡んでくるのですけども、その辺をぎりぎりの線まで我々が突っ込んでいってやるべきではなからうかと。

先ほど言われましたように、防犯あるいは防災上の問題、あるいは環境上の問題、衛生上の問題、いろんな面でこの廃屋というのは係ってくるわけでございますので、それは重々私としても痛い、つらい思いがしておるわけでございますが、今の法整備の中では何ともできないという状況でございますが、そういっても条例として施行してあるわけですから、条例の範囲で地主の方にあるいは持ち主の方に勧告をしていきたいと、そしてできれば代執行でもやって金銭を請求するというようなことも含めてやっていきたいということでございます。

まあ回答という回答にならなかったかと思ひますけれども、同じ思いでございますので、意は解してくれたのではなからうかというふうに思っております。

議長（三角 良人） 田ノ上真議員。

議員（1番 田ノ上 真） 心のこもった御答弁ありがとうございます、先ほど町長おっしゃるところの話で、難しい現状というのを新たにまた認識することになったわけでありまして。

一つ、今何もない状態で対策として行政的に打てないという趣旨のお話をしておられました、この辺が実を言いますと、近隣の住民の気持ちといたしましては、もうすでに起きているという、ここのギャップが実は存在するのではないかと、毎日苦しいというこういう状態が続いて、何か災害が起こったとき何かあったというよりも、今も常に起こり続けて数年、十数年経過し続けているという状況を御理解いただきたいと思ひます。

そして、さまざま行政として動きまして数件片付いたという、これも町長おっしゃるように、じゃあこれが解決した、解決したのが片づいたということの意味しないというふうにおっしゃいましたが、確かに行政の処理ということであってそこに住民の満足があったかとなると、確かに難しい問題があるのではないかとと思ひます。

町長おっしゃるように、どうしても住民個人で解決できない問題です、そして自治体だけでじゃあどうにかできるかという、もうすでに大きな問題になっておりまして、やはり国とか全国的な施策が必要であるということは感じるわけでありまして、その上でじゃあ国が動くという部分も期待しながらではあります、数点私も言いつ放しになりますので、勉強してきた部分を提案させていただければと。

要するに他の自治体でございますが、やっぱり同じような問題が起こっておりますので、さまざまに手を打っているということでありまして、もちろん執行部のほうにおいては、もうすべて存じておられる内容だとは思いますが、あえて紹介をさせていただきます。

今の条例が7条において、代行という措置を規定しております、これは強力な規定ではありませんが、廃屋の撤去には非常に費用の問題が大きくなりまして、これも所有者の腰が重くなるというのも経済的な部分が背景にあるというのが考えられます。この7条の2項において、徴収を定めているということではありますが、費用償還をこれ約束しているわけではありませぬので、ほかの自治体においては、代行もさることながら代わってであり、また同時にであったりするわけですが、公表という形の措置を定めている自治体がございます。つまり市長の勧告、命令に従わないとき、従わないものの住所、氏名、空き家等の所在地、命令の内容、その他市長が必要と認める事項、これを市においてですね、そういうのを公表することができる。

これも、もちろん所有者を見つけた上での話になることはいうまでもないのですが、そういう形で効果を上げているところがあるそうでございます。これは所沢だったり、千葉の柏、東京足立というところで、こういったところでの実務の流れというものは、まず空き家の所有者に、担当課から改善の書類を現況の写真とともに郵送、それでも進展が見られない場合は市長名の勧告書を郵送、ほとんどはその時点で解決に向かうと、しかし中には資金がなく解体等もすぐにはできないケースや、全く無関心な所有者もいると。役所が、条例にのっとって毅然とした態度で接するという、危険家屋の所有者名の公表や行政代執行することができますよという通知をするという流れでございます。

かなりの公表ということで抑止効果があるそうで、条例の効果はてきめんということであります。市長名で所有者に勧告書が届けられる点が大きいと、この市長名の勧告書で解決件数が多くなったと。これも本当に住民の満足につながるかどうかという、ここは私もわかりませんがそういう発表であります。

そして勧告書の内容は、近隣の住民が大変迷惑を被っている、そして改善していただければ、条例にのっとって当該地に所有者名の看板を立て公表するのが記載と、公表にいたる例はいたって少ないということでございます。

ただ、この勧告書を出す危険家屋と決めるときは、注意深い判断が必要になると、判定会議に

弁護士、建築構造の専門家、また不動産に詳しい外部の方なども出席し、法的に問題がおきないように配慮している。年に3回から5回の開催で、1回の会議時間は、委員全員で現場の調査もあるので半日以上はかかると、実に細かくやっておられるようでございます。

この勧告自体は、制度上須恵町にもありまして、そういう意味では須恵町において公表を新たにつくるのかというよりも、業務の流れそして職員の対応に見直しとか、そういった部分があってもいいのかもしれないと思うわけでありまして。

また経済的な分で、助成金制度を自治体で創設しているというパターンも結構ございました。国の制度では、総務省とか国土交通省が出しておりますが、これは人口減地域が対象になるのが主でございまして、須恵町に当てはまらないようでございます。ということはあえてやるなら、町長ご懸念のように多額の予算が必要になる事業でありますので、これは慎重に考えた上でないと踏み出せないことではあると思いますが、独自の制度をつくり家屋老朽化の基準を満たしたり、自治体内の業者に解体されるなど、各種の条件を設けて取り組んでいるということがございます、検討研究をお願いしたいものであります。

長野県の白馬村は、平成18年9月からやっているということで、事業費の2分の1以内で面積によるものですが、20万円から80万円の補助をしている。徳島市が平成22年、やはり2分の1で30万円。今申しあげました足立区が2分の1で、木造なら50万円、非木造で100万円を超えない額と。秋田県東成瀬村という小さな自治体がございます。これは村長の判断で空き家等の危険な状態を除去するための補助金の付与と規定されております。

最近の分でいきますと、宗像、宗像市が要件を満たせば20万円、そしてさらに解体工事費用の3分の2、70万円以内を交付。市内の事業者へ新築住宅の発注でプラス30万円、最高120万円を補助ということでございます。

また、鹿児島県さつま町、大崎町、屋久島町、愛媛県伊方町など、町政でやっておられるところも取り組んでおられるようでございます。

今の自治体と重なるわけではないのですが、国交省の資料を見ますと、町で、自治体で10軒から20軒の除却、いわゆる撤去ですね、これをやったというデータがございます。で、補助金が30万円から100万円。須恵町で、仮にこの補助金制度というのを導入するとすれば、20軒で除却に50万円の補助を与えると仮定しますと、1,000万円の予算規模になるのではないかと。これに事務費調査費がまた必要になります。そして、この予算規模、もうちょっとふえると思うのですが、費用対効果としてこれをどう評価していくのかという部分が検討に値するのではないかと思います。

いずれにしても、所有者を探さねばならないと、そしてその方の資力の問題、協議の問題、さまざま出てまいります、これもまた国土交通省の資料で、何だったか書いてなくて申し訳あり

ませんが、空き家所有者の特定の参考資料というものがあまして、各種ステップを踏んでこうやって調べましょうみたいな内容の資料が出ております。いわく住民等への聞き取り、データ上で空き家所有者を特定する方法まあ登記簿謄本を使うというやり方、各種データによる空き家所有者の特定、全部もう先刻御承知の件だと思いたしますが、固定資産課税台帳とか、もう想定内のやり方ではあると思いたしますが、こういうものも出ております。

そして、富山県滑川市、長崎市とかでは、無償譲渡という形でもらっているという、そういうこともやっておられるようでございます。土地、建物を寄付又は無償譲渡にて取得した後に、登記、解体工事、跡地は市有地、町有地となるという方式をとって、それなりの成果を上げておられるそうであります。

こういうのを含めまして、さらに最後の一点になりますが、専任の部署というものを設置するという考え方もあるのではないかと思いたします。これは上記3自治体、所沢、柏、足立区の担当者からの助言、これは私が直接もらったのではなくて又聞きという形になって恐縮ですが、何年も何年も課題解決に時間がかかりますと、本気で廃屋対策に取り組むのであれば、専門の職員を置くべきであると。事実この3都市は、課長筆頭に2名から6名の職員で解決に当たっている、これら職員の配置で効果が上がっている、職員が徹底して所有者に接触するので、解決件数が格段に伸びているということでもあります。

まあお金もない、人も足りないということで、あまり長々お願いするのも恐縮な気はいたしますが、まずやはりさまざま難しい問題でございます。その中でまずやはり職員に望む部分でございますが、仕事に当たって気迫を持って臨むということが、これは私自身が今まで尊敬する先輩方から学んできたことでございます。この気迫っていう部分では先日の消防団の操法でも、その姿を目の当たりにさせていただきました、学ぶところ大でございます、この気迫を持って臨んでいただきたいという思いでございます。提案をいろいろさせていただきます、どうか御検討をよろしくお願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 一足飛びにその補助金制度とかそういうことの話でございますが、これは本町、環境審議会がありますので、それも含めて環境審議会に提案をしたいと、そしてその議決を得て考えていきたいと、方向性をですね。

ただその前に、いわゆる空き地になって更地になってしまうと、固定資産税の課税が5、6倍に上がってしますと、200平方メートル以下は6分の1というその優遇措置があるわけでございますので、その辺含めて、ただ固定資産税については地方税でございますので、町のほうでそれは建物が建った状態の現況のまま据え置くとかゆう優遇措置っていいですか、それは可能であろうと、税法上は詳しくはわかりませんが、それは町として何とか措置はできていくのでは

なかろうかと。

特に、本町においての空き地については、いわゆる炭住街のいわゆる中間部分にあるという極めてまれなケースであって、一戸土地があってそこで廃屋になっておればその価値があるわけで。例えば、その土地をもう町に寄付してもらおうと、その代わり町で管理するし、町のほうで片づけるということが可能かと思いますが、特に中間部分については建物の解体費用から両端の補修等も含めて相当の金が要ると。それかといって今度、中の面積は非常に狭いと。それから、そこに行きつく道路が個人有地でございますので、簡単にはそこはその道は通れないというような状況もありまして、過去において、その炭住地の無償提供っていいですか、町に寄付しますというお話があったんですけども、いわゆる町としてそれは活用できないということで、お断りしたような過去もあるわけございまして。

他のところと違うのは、やっぱり炭住っちゅうのは長屋の中の空き地だという特殊な部分、これがあるわけでございます。ただ、おっしゃったように、近隣の方からすれば非常に不快な思いをされておりますので、先ほど言いました環境審議会のほうにかけて、そしてそれなりのいわゆる審議過程を経て、やるものであればやるという方針を出していただきたいというふうに今考えておりますので、きょうのこの質問によって一步でもその解決に進んでいけばというふうに思っております。

議長（三角 良人） 議員いいですか。田ノ上真議員。

議員（1番 田ノ上 真） ここに、ほぼ前進した御答弁だと思います、本当にありがとうございます。須恵町は先ほども申し上げました「安全安心まちづくり条例」でございますが、この3条は「安全安心まちづくりは、自らの安全は自らが守るという意識のもとに行われる町民、事業者等及び土地建物等所有者の自主的な活動を基本とし、町及び町民等がそれぞれに役割を担い、相互に連携し、及び協力して推進されなければならない」基本理念でございます。

これは、町長常々言われておるところの「自助・共助・公助」を文章化したものではないかと思うものであります、そしてその次に第4条に「町の役割として、町は町民等と連携し、安全安心まちづくりのための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする」と掲げておられます。

「自助・共助・公助」の精神で、もちろん住民の皆様も行政に協力して施策を進めていく、そして廃屋の所有者の方々にも協力を訴えていく、しかしあくまで、この町の役割として総合的にかつ計画的に指揮をとっていただきたいものでございます、どうぞよろしく願いいたします。

役場は、非営利の組織でございまして、効率を上げるために1人が多くの仕事を抱えているという状況で、大変な中とは思いますが、その一方で住民も近隣だけでは抱えきれない苦しみを持っているという現実もございまして、まず何とかこの寄り添う思いで話を聞いていくということから始めていただきたいという思いでございまして。

長くなりましたが、これで私の質問を終わらせていただきます、大変にありがとうございました。

議長（三角 良人） 13番、藤石豊議員。

議員（13番 藤石 豊） おはようございます。13番議員、藤石豊でございます。本日最後の一般質問になりました、議会改革で9時から一般質問を始めようということで、昼過ぎなくていいなという思いで今いっぱいでございます。

きょうは防災意識改革と銘打ちまして、中嶋町長に答弁を求めたいと思います。

朝夕めっきり涼しくなりました、あの暑かった夏はどこにいったのでしょうか、と思うくらいに本当に涼しくなりました。議会はもとより、町長を初め執行部の皆様におかれましては、健康管理を行うとともに、今後のこの季節の変わり目の、心身ともに予断を許さない防災的な意識の高揚を、さらに高めていただきたいなという思いから今回の質問にいたしました。

この質問は、先ほどから同僚議員がお話、質問されていますように、重複するところがたくさんあるかと思えます、また確か昨年の震災後の6月の定例議会においても、そしてことしの3月の一般質問においても、その関連質問をさせていただいたところでもあります、いわゆる今回が3回目ということで、今後も防災シリーズと銘打って継続して随時質問をしたいなという考えであります。

それではさっそくですけど質問に入ります、その前にもう一つだけ、きょうは9月の11日。ちょうど昨年の3月11日、あの東日本の震災からちょうど一年半が経ちました、区切りの日でもあると思います。そしてくしくも2001年9月11日、まさに今日いわゆるナインイレブン、アメリカの同時多発テロが起きた日でもあります、防災とか災害の一般質問をするに、一番いい日に巡り合ったのではないかなという思いがしております。また、今月1日は、あの関東大震災が起きた日にちなみ防災の日でありました、その意味からもこの質問の意義をしっかりと噛みしめながら質問に入りたいと思います。

7月に発生しました、あの梅雨前線による記録的な豪雨に襲われた土砂災害、土砂崩れ、相次いで起きました、熊本県の阿蘇市、また大分県の竹田市、そして時を同じくして福岡県八女市などの猛烈な雨による甚大な被害をもたらしました、それぞれの地域で被災されました方々、あるいは亡くなられた方には、本当に衷心より哀悼の意を表すところでもあります、一日も早い復旧、復興を願うものでございます。

今回の災害で思ったのは、九州北部豪雨災害の私なりの考え方、キーワードに2つ掲げさせていただきました、1つはもう御承知のとおり、先ほどからお話がありますようにゲリラ豪雨、それともう1つは、今回の質問でもあります防災意識の高揚、この2つをキーワードに掲げさせ

ていただきました。

ゲリラ豪雨は、いつからでしょう3、4年前でしょうか、以前はこういう言葉はなかったと思います、それだけ頻繁に以前も起きてたんでしょうけど、多分天変地異地球温暖化の影響でしょうか、日によって局地的に雨が降ることをゲリラ豪雨と言い出したんでしょう、このゲリラ豪雨が毎年各地で被害を及ぼしております、これはもう御承知のとおりでございます。最近では、いわゆる先ほど上げました地域のみならず、この地域でもひょっとするときょうは水が出やしないのかと、いうことをよく思うときがあります、つい最近もありました集中的に、局地的に雨が降るということで、非常に懸念するところがたくさんあります。

よく以前は、二八災害、三八災害、四八災害と、10年おきの周期で起きておった水害等が、最近では毎年のようにどこかで起きているような気がしてなりませんし、実際にそうなっているんじゃないかなと思っております。このことを考えますと日ごろの防災意識の高揚を、我々は絶えず感じておかなければならないというように思っております。

もう1点は、防災意識、関連性がありますけど、災害に対応できる体制づくりが求められております。それは今も質問にありましたように、ともに助け合う精神を絶えず地域の方々に意識づけをしなければならない、そのように思っておるところでございます、私たち議会も防災マニュアルを含めながら、議会対策をやっていかなければならない、今議会で議員提案させていただくことになっております。

そしてまた、時がおそすぎると言われるかもしれませんが、総務建設産業常任委員会におきましては、岩手県に今月末視察に行かせていただきます。震災の災害に遭われた釜石市から大槌町、くしくも今日の西日本新聞に大槌町のことが載っておりました、実際にその地域を訪問して、被災者の声を生かした対策をどう練っていくか、あるいは訪問することによってその地域に少しでもうおい、元気づければいいかと元気になっていただければいいかという思いでいっぱいでございます。

その意味からも、今日の質問の中で私たちができること、行政における災害対策のあり方、一つは行政区を含めた説明会等の実施、これが一点目。もう一つは先ほども言いましたが、防災の日に因んで各地で行われています防災訓練の実施、この2点を町長の考え方をお聞かせ願いたく、今回の質問になったところでございます。

また、これも先ほどからお話が上がっておりますように、先の日曜日に消防団の操法大会、県大会が行われました、見事準優勝ということでとても素晴らしい成績だったと思っております。その意味からも、私が消防団あるいは防災に対する思いの一つの中に、通告にはこれはありませんけど、防災特区の計画、これはこの地域にふさわしいような気がしてなりません、その思いからもお答えできるものであれば、ぜひ一緒にお答え願えたらと思っております。どうぞよろしく

お願いいたします。

議長（三角 良人） 中嶋町長。

町長（中嶋 裕史） 非常に防災というのは大事な問題でありますし、私も議員と同感でございますが、答えとして何を答えればいいのかというふうに今思っておるわけでございますが。

今、個人情報保護法という法律があるわけでございまして、あるいは今須恵町の大きな課題の一つであります、組合加入率の低下という問題。これでいわゆる地域連帯感が生まれるのかなと。一旦何か災害等起こったときに、個人情報でいわゆるそういった名簿等の制限を受けて、誰がどこに住んでおるかという、組合加入率でも5割をきっているようなところがあって、お互いが防災で助け合いをできるのかなと、非常に心配をしているところでございます。

いわゆる防災の基本は自主防災であるということ、これはもうわかりきったことであるわけですから、行政の手を借りてとか地域の手を借りてというのは、二の次、三の次であるわけです。

まず、今回の東日本の大震災でも言えることは、自分の力で逃げるということ、逃げた人は助かっておるわけでございます。まさかこれだけの津波はこないだろうとなめた人は生きてないわけございまして、先ほど議員が仰せのとおり、そういった危機感っていいですか、防災に対する意識を高めなければそれは守ることは不可能であろうと。柴田議員のときにも言いましたように、お金をかけて要塞をつくれればいいのかということではない、逃げる場所等はあるわけでございます、まず人命を大事に人命第一だという考え方をもとに逃げるということ、これを徹底させなければ防災はできないということでございます。

また、コンクリートから人へというようなことで、この10年間に今まで14兆円くらい、いわゆるハード部門っていうところにお金が出ったんですけれども、今6兆3,000億円、半分以下に減ったわけでございます、公共事業ってというのがですね。これによって例えば老朽化した橋のかけかえだとか、あるいは山に一本道しかない、それをもう一本ぐらいつくって逃げ道として、その道が崩れることによってそこがいわゆる逃げ場所を失うというようなことを、助けるためにもう一本の道を通すとかゆうようなことを、それはいわゆる無駄な投資のような感じがしますけれども、その地域にとっては大事な事業であるわけでございまして、そういった事業が無駄だということで、全部廃止されまして14兆円が6兆円まで、この10年間で減ってしまったということでございます。

その中で、我々ハード事業っていうのをどのようになっていかなければならないかということ、それはもうできないというような状況でございます、だからやはり自分の命は自分で守る、地域の安全は地域で守るといふ、個の思想っていいですか、これが一番大切なことではなからうかというふうに思っております。

災害対策の説明会ということでございますけれども、以前に有志サークルの方から依頼を受け

まして、ことしの6月でございましたか、地域防災学習会っていうのを思い立ったわけでございます。まして、これは有志の方の発案でございました、80名を超す方が参加されておりまして、行政のほうから総務課とか建設課とか、関係者行きまして説明をいたしたわけですが、非常に有意義な会合であったということでございますが、こういった会合を極力進めていって、防災意識を高めなければならないというふうに思っておるわけですが、本町にはいいことに校区コミュニティーがありますので、このコミュニティーを中心にいわゆるその被災っていいですか、避難所っていうのは学校がやっぱり拠点になるわけですから、その学校を中心とした防災の学習会を進めていっていききたいというふうに思っております。

と申しますのは、各行政区では単位が小さいような感じがするのですが、校区ぐらいただったら佐谷のほうに行きますと、土砂崩れの問題で避難をどのようにせなければならぬか、あるいは西側地区のほうになりますと、いわゆる急激な洪水っていいですか、水が流れてきて遮断されるというような状況からどのように守らないかとか、そういったことをそこそこに違った思いなり、違った防災の何て言いますか、実態があろうというふうに思うわけでございますので、コミュニティー単位でそういったことをやっていったらどうなのかなあというふうに、思っておるわけでございます。

これがやはり、訓練のための訓練とならないようにしなければならぬと、やはり危機感を持ってしなければならぬというふうに思っておるわけでございます。

現在まで要望がありました、佐谷地区、藤浦地区については、いわゆる災害時の図上訓練、これは机上の訓練でございますので、ちょっと違うと思いますが図上訓練を行わしていただいたわけございまして、佐谷については自主防災組織設立モデル事業というものを立ち上げていただいております、防災から避難訓練へと進んでいくわけでございますが、ゆくゆく佐谷区においては防災訓練も含めた訓練事業を、モデル事業をやっていききたいというふうに思っておるわけでございます。

ただ、それだけでは人が集まってまいりませんので、各地域にはそれぞれの行事があつておると思います、例えば夏は盆祭りだとか秋祭りだとか、あるいは運動会だとかそういったことがあつていますが、その行事イベントにあわせて、その中で避難訓練だとか若干防災のことをやっていけば、改まってそれであるということになると、今こういう平穏時の中では、なかなか意識が薄くて来られないんじゃないかならうかということでございます。

それから、防災協議会の設置についてということでございますが、これもできればいいわけですが、今先ほど田ノ上議員からもおっしゃったように、うちの消防団は素晴らしい消防団でございます、3カ月以上にも及ぶ操法の訓練等やっております、非常にこうそれについてはPRっていいですか、アピールすることに十分ではなからうかと思いますが、その消防団を中心

に、例えば婦人消防団だとかあるいは少年消防団だとか、そういうものが何かこうできていけばいいのかなあとも思っておるわけでございます。

ただ、今としては災害時の復旧工事等については、須恵町の土木組合、あるいは管工事組合、あるいは建設組合等々と提携をいたしまして、いろんなことでの応急措置とかそういったことについては、事前にやっていただくという協定を結んでおるところでございます。

また、株式会社ですけれどもセレスポというところでございますが、そこにはテントとかテーブルとか、備品提供を受けるようなことを契約で結んでおります。それから、避難住民の避難先とか、避難状況の提供とか、避難場所への臨時郵便局とかというようなことで、粕屋南郵便局とも協力協定を結んでおるところでございます。

今後は、それらの団体とかあるいはNPO法人等の災害時の協力を得ながら、協働できるものがあれば協働してまいりたいというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても災害から身を守るのは自分だと、自主防衛だというこの基本理念をいかに町民に植えつけていくかということが、これからの課題ではなかるうかというふうに思っております。

以上です。

議長（三角 良人） 藤石議員。

議員（13番 藤石 豊） まさに自主防衛、自分のことは自分で守っていかな、これがまず第一だと私も思いますし、町長の考え方だと、みんなの考え方だと思っております。

実は先日の豪雨で、八女市及び八女市その周辺ですけど、実を言いますとこれも新聞に載っていたんですが、合併後初めて起きた災害だったそうです、ここで問題が発生しました、いつも言われていますように合併するとやっぱり山間部、過疎の地域が自然とおろそかになる、これはもうやむを得ないですね、そこで起きた問題があります、避難指示の的確さとか早さが非常に問題視されました。

そこで行政の職員が、例えば川が氾濫する、道が通れない、指示をすることができない、その時どうしたかという、地域の区長さんの自らの判断によって、その迅速な対応によって、いろんな災害あるいは人的被害を防げたという問題がありました、このことを考えますと、やっぱり先ほどおっしゃいましたコミュニティーを中心でもいいでしょう、それとも行政区を中心でもいいでしょう。あるいは今お話を聞きますと有志の方の地域防災の意識づけ、勉強会、会合等がされたということ、また佐谷区では自主防災組織のモデル地区として、新しい取り組みが実践されようとしていること、非常にこういうことが大事じゃないかなと思っております、これがまさに意識づけの一つではないかなと思っております。

こういうことを鑑みながら、さらなる意識の高揚をお願いして、答弁は結構でございますので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（三角 良人） これにて一般質問を終結します。

議長（三角 良人） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は9月14日、午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前11時24分散会

議事日程(第3号)

平成24年9月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第47号 平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第49号 平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第50号 平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第51号 平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第52号 平成23年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第53号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第54号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第55号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第56号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第57号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第58号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第59号 平成24年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第60号 平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第61号 平成24年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第17 議員提出議案第1号
須恵町議会災害対策本部設置要綱の制定について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第47号 平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第48号 平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 3 議案第 4 9 号 平成 2 3 年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 0 号 平成 2 3 年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 1 号 平成 2 3 年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 2 号 平成 2 3 年度須恵町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 5 3 号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5 4 号 須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 5 5 号 須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 須恵町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 平成 2 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 平成 2 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 意見書 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出について
- 日程第 1 7 議員提出議案第 1 号
須恵町議会災害対策本部設置要綱の制定について
- 日程第 1 8 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 1 9 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番 田ノ上 真	2 番 百 田 輝 子
3 番 松 山 力 弥	5 番 田 原 重 美
6 番 荒 木 敏 光	7 番 吉 本 實
8 番 合 屋 伸 好	9 番 今 村 桂 子
1 0 番 三 上 政 義	1 1 番 柴 田 真 人
1 2 番 長 澤 誠 司	1 3 番 藤 石 豊
1 5 番 三 角 良 人	

欠席議員（1名）

1 4 番 原 野 敏 彦

事務局出席職員職氏名

局長 合屋 栄一 係長 百田 儀幸

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋 裕史	副町長・・・・・・・・・・	稲 永 張 美
教育長・・・・・・・・・・	平松 秀一	理事(出納課)・・・・・・・・	印 藤 勝 人
理事(教育次長)・・・・	安河内 亮三	理事(住民課)・・・・・・・・	安 部 健 一
理事(税務課)・・・・・・・・	百田 順二	理事(上下水道課)・・	今 泉 智 明
理事(建設産業課)・・	安川 敏幸	総務課長・・・・・・・・・・	今 泉 俊 裕
まちづくり課長・・・・	吉松 良徳	住民課長・・・・・・・・・・	合屋 勝 秀
税務課長・・・・・・・・・・	櫻木 幹夫	健康福祉課長・・・・・・・・	畑 江 達 也
建設産業課長・・・・・・・・	安河内 久人	子ども教育課長・・・・	稲 永 修 司
社会教育課長・・・・・・・・	川津 政文	総務課参事・・・・・・・・	満 行 誠
監査委員・・・・・・・・・・	百田 清二		

午前10時00分開議

議長（三角 良人） これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。一括議題についてお諮りします、議案第47号から議案第52号はそれぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1．議案第47号

日程第2．議案第48号

日程第3．議案第49号

日程第4．議案第50号

日程第5．議案第51号

日程第6．議案第52号

議長（三角 良人） 日程第1、議案第47号平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第48号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第49号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第50号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第51号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

決算審査特別委員長（今村 桂子） 決算審査特別委員会に付託を受けておりました、議案第47号平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告いたします。

審査に際しましては、関係課長、係員から決算概要の説明を聞くとともに、提出資料を参考に去る9月6日、7日、10日の3日間審査を行いました。

審査内容の詳細につきましては、議長を除く議員13名の特別委員会であることから省略させていただきます。

それでは各議案についての報告に入ります。

議案第47号、平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊の決算書10ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額79億3,040万3,029円、歳出総額77億2,297万2,520円で、歳入歳出差引額、形式収支としては2億743万509円です。

この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、繰り越し明許費、繰り越し額9万6,000円を差し引いた実質収支額は、2億733万4,509円となっております。

この実質収支額から前年度実質収支額を控除した単年度収支は、3,749万5,878円の黒字で、これに財政調整基金の積立金2億4,325万9,000円、公債費の繰り上げ償還額66万9,706円を加え、そして財政調整基金の取り崩し額4,500万円を控除した、実質単年度収支額は2億3,642万4,584円の黒字となっております。

歳入合計額の予算に対する収入率は98.2%、調定に対する収入率は97.9%となっております。

歳入につきましては、地方交付税が22億738万円、8.3%の増額、徴税全体の現年度課税分の徴収率が98.3%から98.5%へ向上し、およそ4000万円の増収となっており、平成22年度決算額に比べ、歳入は1.6%の増額となっております。

歳出につきましては、普通建設事業費で第二幼稚園の用地補償及び造成工事などの実施で20.7%の増額となっており、23年度の特別会計などへの繰出金は11億円を超えています。

歳出合計額の予算に対する執行率は95.6%、財政調整基金、減債基金を合わせた基金残金は24億9,179万4,000円となっております。

質疑といたしまして、歳入において12款使用料及び手数料では滞納繰り越し分下水道使用量、14款県支出金では緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費県補助金、ふるさと雇用再生特別基金事業費県補助金、19款諸収入では地域活性化センター、福祉工房光熱水費負担金について、歳出において2款総務費では賠償金4件の詳細、須恵町地域公共交通活性化協議会補助金、コミュニティーバスの運行状況、過誤納納付金、所得税申告漏れの把握、3款民生費では、乳幼児医療費不用額、扶助費不用額、4款では、妊婦健康診査委託料不用額、10款教育費では、運動公園光熱水費不用額についてなど、以上の質問を踏まえ、討論、採決に入りました。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第48号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、176ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億4,352万3,676円、歳出総額29億4,023万2,186円で、歳入歳出差し引き額は329万1,490円となっており、実質収支額も同額です。

これを単年度収支で見ると、222万4,407円の赤字となり、23年度は法定繰入金以外の一般会計から繰入金が1億4,795万5,000円ありますので、実質的な単年度収支は1億

5,017万9,407円の赤字となります。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.5%、調定に対する収入率は91.4%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.4%となっています。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第49号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、210ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億3,015万9,635円、歳出総額2億2,099万7,224円で、歳入歳出差し引き額は916万2,411円となっており、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は98.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は96%となっています。

一款後期高齢者医療保険料滞納繰り越し分についての質疑がありました。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第50号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、228ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9億2,195万8,788円、歳出総額9億1,555万7,913円で、歳入歳出差し引き額は640万875円、繰り越し明許費繰越額が90万円ありますので、実質収支額は555万875円となります。

歳入合計額の予算に対する収入率は100%、調定に対する収入率は97.5%、歳出合計額の予算に対する執行率は99.3%となっています。

受益者負担金滞納分の不納欠損処理などについての質疑があり、収入促進対策として督促状と年数回の催促状を発送、3年を経過すると町から補助金が出ないことのお知らせなどが行われております。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

議案第51号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、250ページをお願いします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額9,416万6,063円、歳出総額9,105万4,899円で、歳入歳出差し引き額は311万1,164円、実質収支額も同額です。

歳入合計額の予算に対する収入率は99.8%、調定に対する収入率は98.8%、歳出合計額の予算に対する執行率は96.5%となっています。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することとしております。

次に議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定について、営業実績は給水人口

2万6,559人、年間総配水量260万1,448³m³、年間総有収水量241万3,066³m³、有収率92.8%、普及率99.3%でした。

配水施設改良工事は大島原地区水道管切替工事他、13件が施工されております。

収益的収支は昨年水道料金改訂により約1,800万円の給水収益が増となったことと、費用の節約に努めたことにより、水道事業収支5億5,692万9,589円に対し、同費用は5億3,749万4,400円で、差し引き1,943万9,149円の黒字となっています。

資本的収支は石綿管改良工事に伴い、収入及び支出額が増額し、その他の収入は下水道事業に伴う工事負担金のみで収入5,845万6,700円に対し、支出は2億750万4,615円となり、差し引き1億4,904万7,915円の不足額が生じております。

当年度未処理欠損金は1億3,433万9,697円となっています。

採決の結果、全員賛成で決算を認定することにしております。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第47号から議案第52号について質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより議案第47号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第47号平成23年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第48号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。議案第48号平成23年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第49号について討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第49号平成23年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第50号平成23年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第51号平成23年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第52号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです、よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第52号平成23年度須恵町水道事業会計決算の認定については認定することに決定しました。

日程第7．議案第53号

議長（三角 良人） 日程第7、議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書7ページでございます。議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の報告でございます。

8ページでございますが、新旧対照表で行政相談員を行政相談委員に改めるものと、スポーツ基本法に定められるスポーツ推進委員会会長、旧体育指導委員会会長でございますが、これを追

加するもの、2点でございます。

委員会全員賛成で可決いたしました。以上です。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第53号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第53号須恵町表彰条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

日程第8・議案第54号

議長（三角 良人） 日程第8、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について文教厚生委員会の報告をいたします。12ページ、新旧対照表をお願いいたします。

子育て支援の一環として子育てに係る経済的負担を少しでも軽減するため、乳幼児医療費制度の対象を入院に限り、現在の未就学児から小学校6年生までに拡大される見通しです。

今回の改善点は、小学校1年生から6年生までが新たに制度の対象になることから、題名を須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例から、須恵町乳幼児子ども医療費の支給に関する条例に改められており、第一条でも「乳幼児を乳幼児及び子ども（以下、乳幼児等という）」に改められています。

第2条については、今回新たに制度の対象となる小学校1年生から6年生までの児童を「子ども」と定義し、「2、須恵町の区域内に住所を有し、12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、乳幼児を除く。」と追加されています。

第3条では医療費の支給を受けることができる対象者であり、須恵町重度障害者医療費支給制度及び一人親家庭等医療費支給制度も、それぞれ小学校就学後からの支給対象者であるため、2の（2）、（3）で「対象者から除く」として追加されています。

14ページ、第4条医療費のうち、2割または3割の一部負担金について助成を行う旨の規定がされていますが、ただし書きにより、「当該医療費のうち、医療機関（薬局を除く）ごとに次に挙げる額については支給しない」と助成対象外について改められています。

その内容は乳幼児（第1条第2号（イ）に規定する者に限る）については変更ございませんが、今回新たに制度の対象となる子どもについての入院の場合に関し、1日500円、1ヶ月最大5,000円の自己負担で、これ以外の一部負担金3割分について、新たに支給の対象となるものです。

本改正案については対象年齢の拡大に伴う改正の他に、現行条例の内容を検討の上、文言の修正と軽微な改正が合わせて行われています。

付則、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に受ける乳幼児、子ども医療費から適用する、ただし次項の規定は公布の日から施行する、町長は前項の規定にかかわらず、施行日前においても改正後の須恵町乳幼児子ども医療費の支給に関する条例第5条の受給資格の認定を行い、受給資格者に対して乳幼児、子ども医療証を交付することができる。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第54号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

日程第9．議案第55号

議長（三角 良人） 日程第9、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の報告をいたします。18ページ、新旧対照表をお願いします。

今回の改正は須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例の一部改正に伴うもので、須恵町乳幼児医療費の支給に関する条例が引用されている、第3条の2（3）（注）の「須恵町乳幼児医療費」を「須恵町乳幼児子ども医療費」に改めるものです。

付則として、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に受ける医療にかかる重度障害者医療費から適用されるものです。

文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第55号須恵町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

日程第10．議案第56号

議長（三角 良人） 日程第10、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書は19ページでございます。議案第56号須恵町教育委員会委員の任命について、総務建設産業委員会の報告でございます。

本年9月30日をもって、大場仁氏の任期が満了になります。これに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条一項の規定により、以下の者を任命したく、本議会の同意を求めらるものでございます。

住所、糟屋郡須恵町大字植木403番地、氏名、今泉靖親、生年月日昭和21年8月21日、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日までの4年間でございます。

定数は5名です。経歴は次ページのとおり、中学校長を歴任され、現在は民生児童委員、行政相談委員でございます。

委員会は全員賛成で同意をいたしました。以上です。

議長（三角 良人） 次に文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第56号について採決に入ります。

本案に対する各委員長の報告は賛成です、よって、議案第56号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第56号須恵町教育委員会委員の任命については各委員長報告のとおり同意することに決定しました。

日程第11・議案第57号

議長（三角 良人） 日程第11、議案第57号教育委員会委員の任命についてを議題とします。まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書21ページでございます。議案第57号須恵町教育委員会委員の任命について総務建設産業委員会の委員会報告でございます。

本年、9月30日をもって、平松秀一氏の任期が満了になります。これに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により、再度の任命をたく、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字上須恵468番地、氏名平松秀一、生年月日昭和29年12月5日、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日の4年間でございます。

定数は5名。経歴は次ページのとおり、役場課長等を歴任され、現教育長が一期満了となります。委員会は全員賛成で同意いたしました。以上です。

議長（三角 良人） 次に文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意いたしております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、議案第57号について採決に入ります。

本案に対する各委員長の報告は賛成です、よって、議案第57号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第57号須恵町教育委員会委員の任命については各委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

日程第12・議案第58号

議長（三角 良人） 日程第12、議案第58号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いてを議題とします。

まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書 23 ページでございます。議案第 58 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任について、総務建設産業委員会の報告です。

本年 9 月 30 日をもって、田原修三氏の 2 期目の任期が満了になります。

これに伴い、地方税法第 423 条 3 項の規定により、下記の者を選任したく、本議会の同意を求めます。

住所、糟屋郡須恵町大字佐谷 1655 番地、氏名貝原雅俊、生年月日、昭和 26 年 1 月 4 日、任期は平成 24 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 3 年間であります。

経歴は次ページのとおり、前町議会の議員でございます、定数は各小学校区より各 1 名の計 3 名になっております。

委員会は全員賛成で同意いたしました。

議長（三角 良人） 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で同意しております。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議無しと認めます。よって、議案第 58 号について採決に入ります。

本案に対する各委員長の報告は賛成です、よって、議案第 58 号は各委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 58 号須恵町固定資産評価審査委員会委員の選任については各委員長報告のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 13 . 議案第 59 号

議長（三角 良人） 日程第 13、議案第 59 号平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 59 号平成 24 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）について予算審査特別委員会の報告をいたします。別冊歳入歳出補正予算書 1 ページでございます。

歳入歳出補正予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,810万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ77億6,653万4,000円とするものです。

第2条、債務負担行為については4ページをお開きください。第2表、債務負担行為。

庁舎空調設備等改修工事、平成24年度から平成25年度まで、限度額1億3,500万円については灯油炊き、吸収式、冷温方式を個別空調方式へ変更することから、工期が平成24年12月から平成25年5月末までと年度をまたぐため、債務負担行為を設定するものです。

第一学童保育所建設設計監理業務委託、平成24年度から平成25年度まで、限度額650万円については、設計を24年度、工事を25年度に行うので、工事の監理と設計を一括契約するため、債務負担行為を設定するものです。

糟屋南部消防組合負担金、平成23年度借り入れ償還分、平成24年から平成28年度まで、限度額1,748万7,000円については、糟屋南部消防組合が23年度に借り入れた高機能司令センター中間整備事業に充てる、1億2000万円の起債の償還金について、各組合厚生長が起債の償還終了まで債務を負担するものです。

10款教育費補正額1,720万円、須恵中テニスコート改修工事についての質疑がありました。

採決の結果、委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第59号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第59号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第59号平成24年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14・議案第60号

議長（三角 良人） 日程第14、議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について文教厚生委員会の審査報告をいたします。別冊歳入歳出補正予算書19ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出補正予算の総額に歳入歳出それぞれ513万6,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,822万円とするものです。事項別明細でご説明いたします。

22ページ、歳入の補正は8款1項1目の一般会計からの繰入金177万9,000円、23年度の実績に基づき、返還金が出ておりますので、財源として一般会計から繰り入れられております。

9款繰越金は、前年度の繰越金が確定しておりますので、今回補正されております。

10款3項5目の老人保険拠出金、精算金は22年度の実績に基づく還付金が補正されております。

24ページ、歳出では9款諸支出金13目国庫支出金等還付金は23年度の実績により、退職者の療養給付費負担金の超過分として513万6,000円が返還金として補正計上されております。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第60号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第60号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第60号平成24年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15・議案第61号

議長（三角 良人） 日程第15、議案第61号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 議案書27ページ、議案第61号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について総務建設産業委員会の報告でございます。

第1条、平成24年度須恵町水道事業会計補正予算第1号は次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予算額を次のとおりとする。27ページをお願いいたします。

実施計画内訳書の収益的支出でございます。

1款1項の営業費用で備消耗品費16万7,000円と、修繕費200万円の増額、2項営業外費用の企業利息の確定による15万円の減額、合わせて201万7,000円の増額補正とな

っております。

委員会、全員賛成で可決いたしました。

議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第61号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です、よって、議案第61号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第61号平成24年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16．意見書

議長（三角 良人） 日程第16、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の提出についてを議題とします。まず、総務建設産業委員長の報告を求めます。合屋委員長。

総務建設産業委員長（合屋 伸好） 別紙の発議資料でございます。地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書案の提出について、総務建設産業委員会の報告です。

提出者は全国森林環境税創設促進議員連盟会長、板垣一徳氏、当議会提出議員、松山力弥議員、紹介議員荒木敏光議員で、被提出者は内閣総理大臣を初め、7大臣に加え、衆参両議長宛てとなっております。

当初本会議で詳細な説明がっておりますし、非常にも明確に述べておりますが、地球温暖化対策の税の一定割合を、森林の面積に応じて譲与する仕組みの早急な構築を願う意見書でございます。

当町でも面積の約半数が森林であり、議員全員が森林林業活性化議員連盟に所属しているところでございます。

委員会は審査の結果、全員賛成で採択でございます。

議長（三角 良人） 次に文教厚生委員長の報告を求めます。今村委員長。

文教厚生委員長（今村 桂子） 文教厚生委員会も全員賛成で採択です。

議長（三角 良人） 各委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。——討論なしと認めます。よって、本意見書について採決に入ります。

本意見書に対する各委員長の報告は可決です、よって、本意見書は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 . 議員提出議案第 1 号

議長（三角 良人） 日程 17、議員提出議案第 1 号須恵町議会災害対策本部設置要綱の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。8 番、合屋伸好議員。

議員（8 番 合屋 伸好） 別紙議員提出議案の資料でございます。議員発議第 1 号須恵町議会災害対策本部設置要綱についてでございます。

先の全員協議会で提案されておりました件を、総務建設産業委員会で検討いたしました結果、別紙の通り地方自治法第 112 条及び会議規則 13 条の規定により提出いたします。

提出理由は、近年の多発する災害に備え、議会として議員自ら迅速かつ適切な対応を図り、行政と連携し、町民の救援に努める必要があるため、災害時における議会、議員の対応マニュアルを行動指針として提出するものでございます。

なお、適用の場合は公務災害は適用する、しかし費用弁償は無償とするということにしております。

議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。——討論なしと認めます。よって、議員提出議案第 1 号について採決に入ります。議員提出議案第 1 号は原案のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議員提出議案第 1 号須恵町議会災害対策本部設置要綱は原案のとおり可決されました。

日程第 18 . 委員会の閉会中の継続調査について

議長（三角 良人） 日程第 18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長より会議規則第 70 条の規定により、次のとおり閉会中の継続調査の申し出がっております。

議会運営委員会より議会運営について、広報特別委員会より議会広報の編集について、委員長申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議無しと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

日程第19．議員の派遣について

議長（三角 良人） 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については御手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（三角 良人） 異議無しと認めます。よって、議員派遣については御手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議長（三角 良人） 以上で、9月議会の全日程を終了しました。

本会議終了後、広報特別委員会を開催しますので、委員の方は第3委員会室に御集合願います。会議を閉じます。平成24年第3回須恵町議会を閉会します。

午前10時55分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三角 良人

署名議員 9 番 今村 桂子

署名議員 10 番 三上 政義